

奥州市空家等対策計画 資料編

奥州市空き家分布図



- 詳細調査対象空き家 600件
- 詳細調査対象以外の空き家 1592件

この図は、平成27年5月から6月まで実施した奥州市空き家実態調査で報告のあった空き家を明示したものです。

調査項目	調査結果
調査対象空き家数	600件
調査対象以外の空き家数	1592件
調査対象空き家のうち、調査結果が報告された空き家数	500件
調査対象空き家のうち、調査結果が報告されなかった空き家数	100件
調査対象以外の空き家のうち、調査結果が報告された空き家数	100件
調査対象以外の空き家のうち、調査結果が報告されなかった空き家数	1492件

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に

即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携

帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（空家等に関するデータベースの整備等）

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（特定空家等に対する措置）

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通

知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令

（平成 27 年 2 月 20 日政令第 50 号）

内閣は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）附則第 1 項の規定に基づき、この政令を制定する。

空家等対策の推進に関する特別措置法（附則第 1 項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成 27 年 2 月 26 日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年 5 月 26 日とする。

奥州市空家等対策計画の策定経過について

①案の策定経過

平成 28 年 11 月 4 日 奥州市空家等対策協議会（第 1 回）
 平成 29 年 1 月 13 日 奥州市空家等対策協議会（第 2 回）
 平成 29 年 2 月 17 日 奥州市空家等対策協議会（第 3 回）
 平成 29 年 2 月 22 日 パブリックコメント募集開始（3 月 14 日まで）

②案の策定機関 奥州市空家等対策協議会（事務局 市民環境部生活環境課）

区分	氏名	所 属	役職等
市長	小沢 昌記		
地域住民	瀬川 巖	水沢地区町内会連絡協議会	会長
	廣野 雅喜	江刺区振興会長連絡協議会	会長
	渡邊 光朗	前沢区住民自治組織連絡協議会	会員
	小野寺 功	胆沢区地区振興会連絡協議会	会長
	菅原 英記	衣川区振興会連絡会	副会長
議会	飯坂 一也	奥州市議会	議員
法務	天野 直樹	岩手県司法書士会	副会長
不動産	菊池 豊昭	岩手県宅地建物取引業協会	奥州支部長
	吉田 春男	岩手県土地家屋調査士会	水沢支部長
建築	田中 雄一	岩手県建築士事務所協会	奥州支部長
福祉	昆野 宏彦	奥州市社会福祉協議会	地域福祉課長
文化	高橋 力	拓殖大学地方政治行政研究所	客員教授 （後藤新平記念館長）
その他	岩持 寿和	水沢警察署	生活安全課長
	佐藤 淳	江刺警察署	刑事・生活安全課長
	千田 光男	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	消防次長兼予防課長

奥州市空家等対策協議会設置要綱

（平成 28 年 7 月 29 日告示第 158 号）

（設置）

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、奥州市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 協議会の所掌事項は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項とする。

（組織）

第 3 条 協議会は、市長のほか、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、法第 7 条第 2 項に規定する者（市町村長を除く。）のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年以内とし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、会長は、市長をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第 6 条 協議会は、所掌事項の推進に必要な調査、検討等を行わせるため、協議会が指名する者をもって構成する専門部会を置くことができる。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

（補則）

第 8 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

奥州市空き家実態調査アンケート報告書

1. 調査概要

（１）調査の目的	42
（２）調査の方法	42
（３）配布・回収状況	42

2. 集計結果

（１）建物の現状について

問１：その建物の「現状」は	43
問２：その建物は「空き家」か（いつから）	45
問３：その建物の「空き家になる以前の利用形態」は	46
問４：その建物の「維持・管理」は	48
問５：その建物の「空き家になった（なっている）きっかけ」は	49

（２）建物の今後について

問６：その建物の「今後の利活用」は	51
問７：その建物は「売却先（購入者）又は賃貸の入居者の募集」をしているか	53
問８：問７で「２．募集していない」とお答えの方へ その理由は何か	54
問９：その建物の「今後の活用」で困っていることは	58
問１０：その建物を「有効活用」するためには、どんなことが必要か	61

（３）空き家の維持管理や有効活用について

問１１：「奥州市空き家バンク」への登録について	63
自由意見（要望・意見）	64

奥州市空き家実態調査票	73
-------------	----

1. 調査概要

（1）調査の目的

人口減少等により増加が問題視されている空き家について、奥州市においてもその状況を把握し、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とし、空き家に関する実態調査を行った。

（2）調査の方法

① 1次調査

項 目	方 法
調査対象者	空き家実態調査の詳細調査の対象とした 600 件の建物のうち、家屋課税台帳により所有者または管理者の判明した物件。
調 査 方 法	アンケート…郵送による配布・回収
調 査 期 間	平成 28 年 2 月 23 日～3 月 18 日

② 2次調査

項 目	方 法
調査対象者	詳細調査の対象とした 600 件を除く 1,592 件の建物のうち、家屋課税台帳により所有者または管理者の判明した物件。
調 査 方 法	アンケート…郵送による配布・回収
調 査 期 間	平成 28 年 7 月 28 日～9 月 30 日

（3）配布・回収状況

① 1次調査

項 目	状 況
配 布 数	570 件
回 収 数	376 件
回 収 率	65.96 %

② 2次調査

項 目	状 況
配 布 数	1,508 件
回 収 数	899 件
回 収 率	59.62 %

合 計

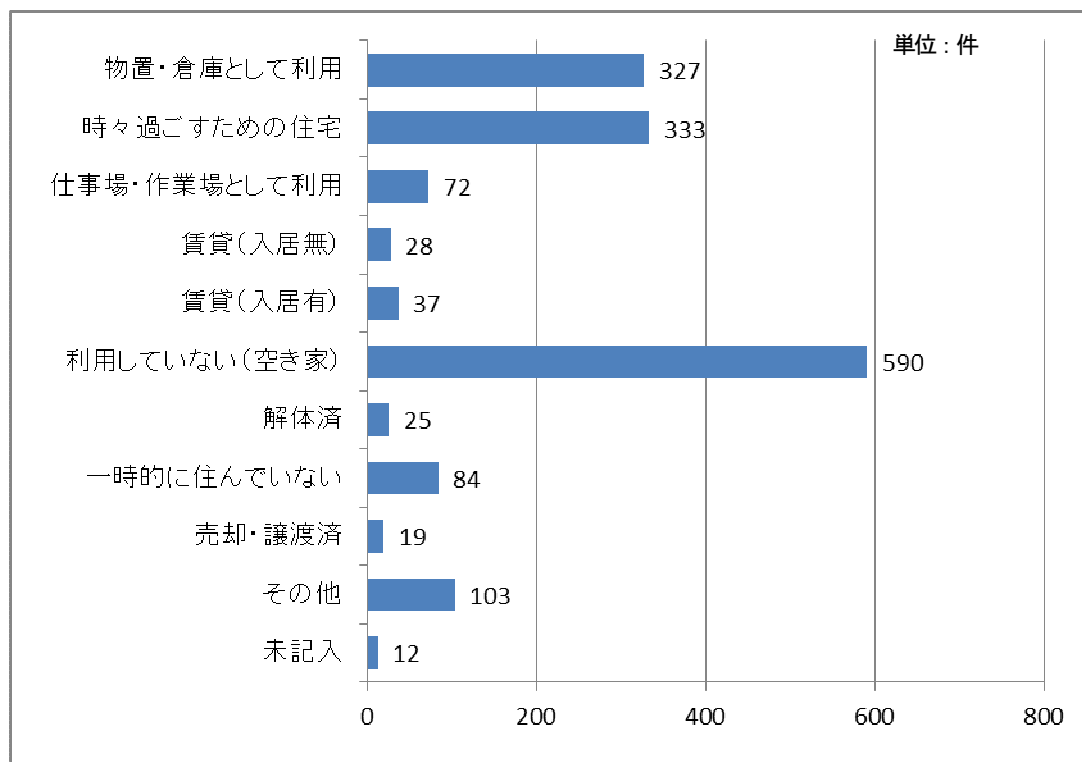
項 目	状 況
配 布 数	2,078 件
回 収 数	1,275 件
回 収 率	61.14 %

2. 集計結果

（1）建物の現状について

問1：その建物の「現状について」お答えください（複数回答可）

番号	回答内容	件数計
1	物置・倉庫として利用	327
2	時々過ごすための住宅	333
3	仕事場・作業場として利用	72
4	賃貸（入居無）	28
5	賃貸（入居有）	37
6	利用していない（空き家）	590
7	解体済	25
8	一時的に住んでいない	84
9	売却・譲渡済	19
10	その他	103
99	未記入	12
総計		1630



〔10. その他の回答〕

- ・夏に帰る
- ・H28.2月まで母が住んでいた
- ・解体中（土地は寺へ返す）
- ・所有者から2代が死亡の為、詳細不明
- ・H20.5に競売物件となっています
- ・売却を一時考えたが足元を見安すぎる
- ・売却物件
 - ・お盆に家族と親戚が集まり、仏様を迎えている

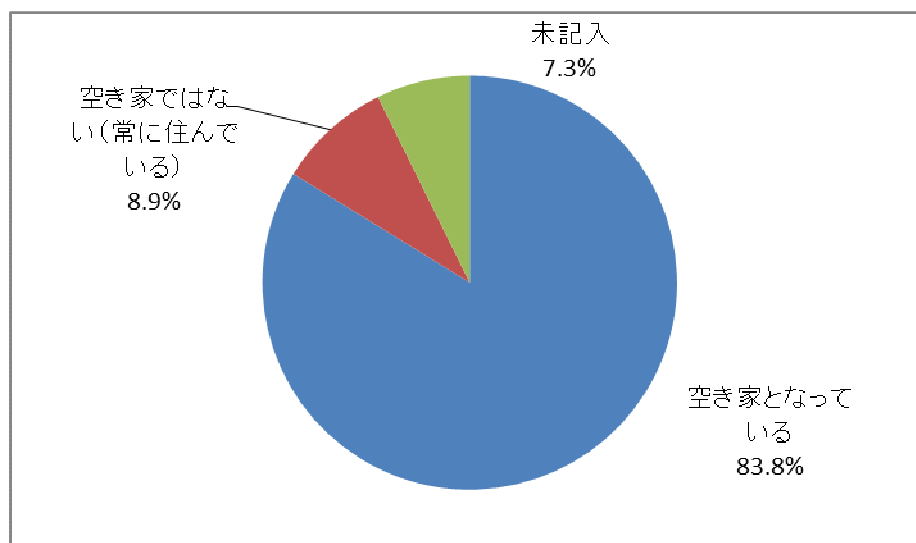
- ・解体し宅地で販売
- ・壊れた物置を撤去し、堰を直す工事をしました。法事等を行っています。時々泊りがけです。電気水道を通してあります。宅地前の畑の耕作に通っています
- ・解体準備中です。
- ・畑で野菜作り
- ・建物のみ売却している
- ・1部使用
- ・5月連休、お盆のとき家族が集まって過ごす
- ・売却したい
- ・毎年2回位草取と軽く掃除する位（東京に居る弟が年に2、3回遊びに来ると10日～15日泊まるだけ）
- ・仏事等利用
- ・草刈の時に使用する物を置く。
- ・H27 5月31日より兄が住む様になりました
- ・東日本大震災の余震（2011.4.7）により大規模半壊となり、個人負担で倒壊防止の応急修理を行っているが、現在も「危険」判定の状態である
- ・売却予定（4月～5月）
- ・毎年6月上旬草刈・苗植とお盆に墓参と家廻り草刈屋根ペンキ塗り等々（年忌法事・祝事）年2回は帰省（両親死亡後）
- ・相続放棄
- ・建物解体土地売却したい
- ・甥の子供が住んでいる
- ・（内陸地震の為）全壊の為住めない
- ・売却したい
- ・借金のかたに入っている
- ・平成4年あたりから住んでいないと思う
- ・兄弟が泊りに来た時に利用している
- ・年に5、6回数日滞在
- ・居住者長期入院中の為
- ・住居として使用
- ・帰省した時に利用 年3～4回
- ・解体中
- ・生活ラインは維持確保しているガス電気水道
- ・年に2～3回掃除に行く
- ・住宅建築（建替え）する施主の仮住まい
- ・9月に水沢に住民票移します
- ・売却手続き中
- ・常に住んでいる
- ・帰省時や親族が時々利用
- ・その他詳細
- ・住宅建築（建替え）する施主の仮住まい
- ・行事のたびに帰り利用している
- ・現在、身内が居住し、管理している
- ・年に1～2週間お盆前後利用
- ・住んでいる
- ・解体中
- ・自宅として居住
- ・売却を考えている
- ・敷地の畑を利用
- ・一部解体
- ・空き家を管理点検のため、年3回帰省している（住んでいる）
- ・家財を置いている
- ・居住有り
- ・水田、畑管理のため定期的に利用
- ・住居・店舗として今年6/24から生活している
- ・畑作業の休憩に使用
- ・年7、8回掃除一週間位とまります
- ・一部を貸し出し中
- ・年6回長男が来て管理してる
- ・母の住んでいた時のままの状況（時々行って掃除を行っている）
- ・売却予定
- ・遠距離の為
- ・畑を家庭菜園に
- ・定年を前に、5年ほどのうちに転居する計画でリフォームと荷物・車を運び入れている
- ・住んではいないが、時々過ごしている
- ・義母（102歳）が死去後、解体予定
- ・農地管理のための休憩所として利用
- ・年8回位日帰りか一泊で帰省する

- ・年間に5～9回立木・雑草・家の管理
 - ・墓参時に開放
 - ・帰省時利用
 - ・先祖の仏壇を守っている。今年5月～親戚の人が寝泊まりしている
 - ・妹の長女家族が28年8月から入居開始済み
 - ・親類に貸す（家賃ナシ）
 - ・戻れるかどうかわからないが残している
 - ・介護施設に入所中
 - ・住居しています
 - ・年に一度の墓参のため帰省
 - ・特養ホームに入所の母の現住所
 - ・年2回泊って用事を行う
 - ・居住あり
 - ・お正月、お盆利用
- 未記入 6件

問2：その建物は、「空き家」となっていますか（どちらかに○。空き家の場合は枠内に年月日も記入）

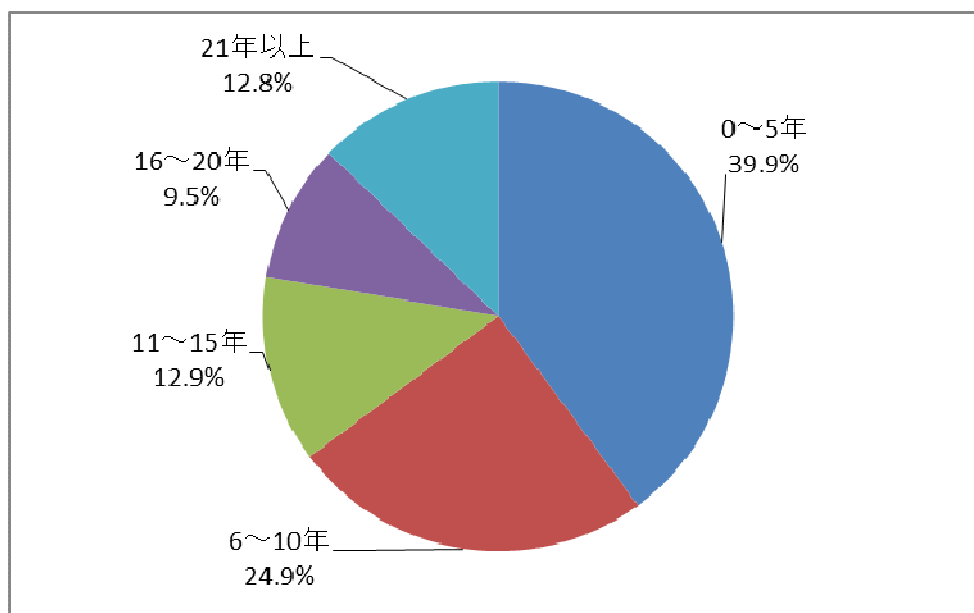
① 「空き家」か「空き家ではない」か

番号	回答内容	件数計	割合(%)
1	空き家となっている	1069	83.8
2	空き家ではない(常に住んでいる)	113	8.9
99	未記入	93	7.3
総計		1275	100.0



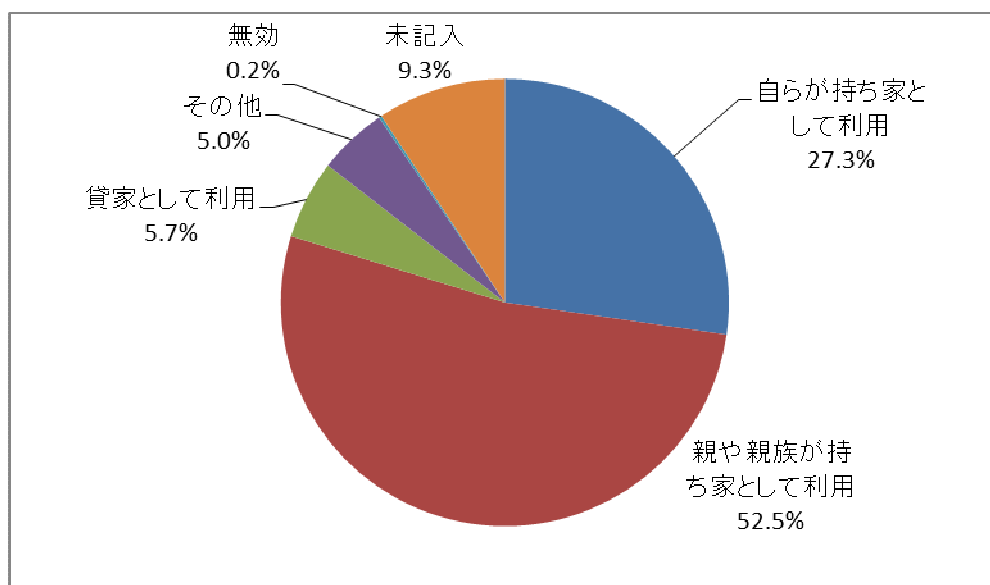
② 空き家である場合、いつから空き家か（何年前から空き家か）

番号	回答内容	件数計	割合(%)
1	0～5年	406	39.9
2	6～10年	253	24.9
3	11～15年	131	12.9
4	16～20年	97	9.5
5	21年以上	130	12.8
総計		1017	100.0



問3：その建物の「空き家になる以前の利用形態」についてお答えください（〇は1つ）

番号	回答内容	件数計	割合(%)
1	自らが持ち家として利用	348	27.3
2	親や親族が持ち家として利用	670	52.5
3	貸家として利用	73	5.7
4	その他	64	5.0
77	無効	3	0.2
99	未記入	117	9.3
	総計	1275	100.0

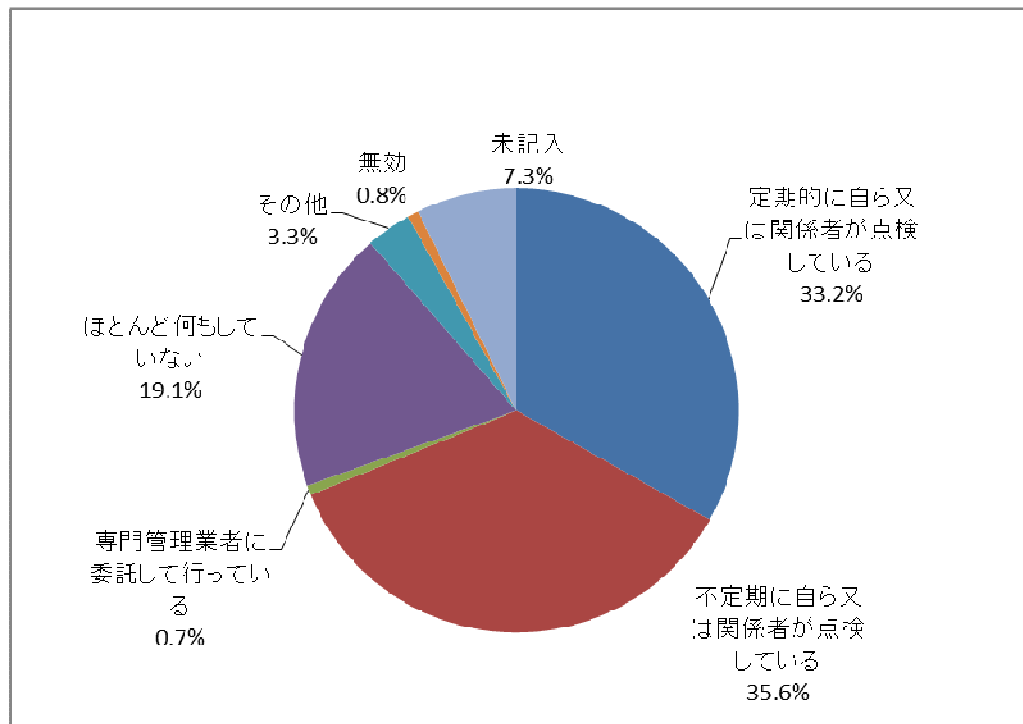


[4. その他の回答]

- ・物置として近所の人に材料置場として無料で貸していた
 - ・自らが持ち家とし親族が利用
 - ・不明
 - ・空き家の状態で売買
 - ・アパート
 - ・現在利用していない
 - ・前所有者が持家として利用
 - ・わからない
 - ・物置
 - ・平成 26 年空家購入（前持主死亡の為）
 - ・空き家でない
 - ・利用したいのですがリフォーム代金がかかりすぎ
 - ・わからない
 - ・不動産として売り出し
 - ・時々過ごす
 - ・親が死亡してから住んでいない
 - ・購入しました
 - ・縫製工場として賃貸していた
 - ・物置
 - ・私の叔母が住んでいた
 - ・妻の実家に義理の姉さん住家
 - ・不動産管理
 - ・前家主が居住
 - ・空き家を最近入手した
 - ・貸店舗（バー）
 - ・前の持主が貸倉庫として
 - ・高齢の親が住んでいた
 - ・姉が住んでいました
 - ・前所有者の家族が持ち家として利用
 - ・他人が持ち家として入っていました
 - ・帰省時に利用（妹）
 - ・自分が持ち家とするために購入
 - ・借地であるので以前？
 - ・東日本大震災で被災した親族が住んでいた
 - ・親族が住んでいた
 - ・別宅として利用
 - ・知人が居住
 - ・平成 27 年 8 月に購入
 - ・妻の実家なので競売で取ったもの
 - ・自らが持ち家として親が利用
 - ・縫製工場
 - ・倉庫として利用
 - ・新築時から空き家
 - ・親類に家賃ナシで貸す
 - ・前所有者の家族が住んでいた
 - ・夫が持ち家として利用
 - ・父名義（20 年死亡）私が居住、現在は名義変更済み
 - ・義父・母の持ち家
 - ・倉庫
 - ・月に一回程見に行っている
 - ・不明（H26.11 に購入）
 - ・廃屋
- 未記入 11 件

問4：その建物の「維持・管理」はどうしていますか（○は1つ）

番号	回答内容	件数計	割合(%)
1	定期的に自ら又は関係者が点検している	423	33.2
2	不定期に自ら又は関係者が点検している	454	35.6
3	専門管理業者に委託して行っている	9	0.7
4	ほとんど何もしていない	244	19.1
5	その他	42	3.3
77	無効	10	0.8
99	未記入	93	7.3
	総計	1275	100.0



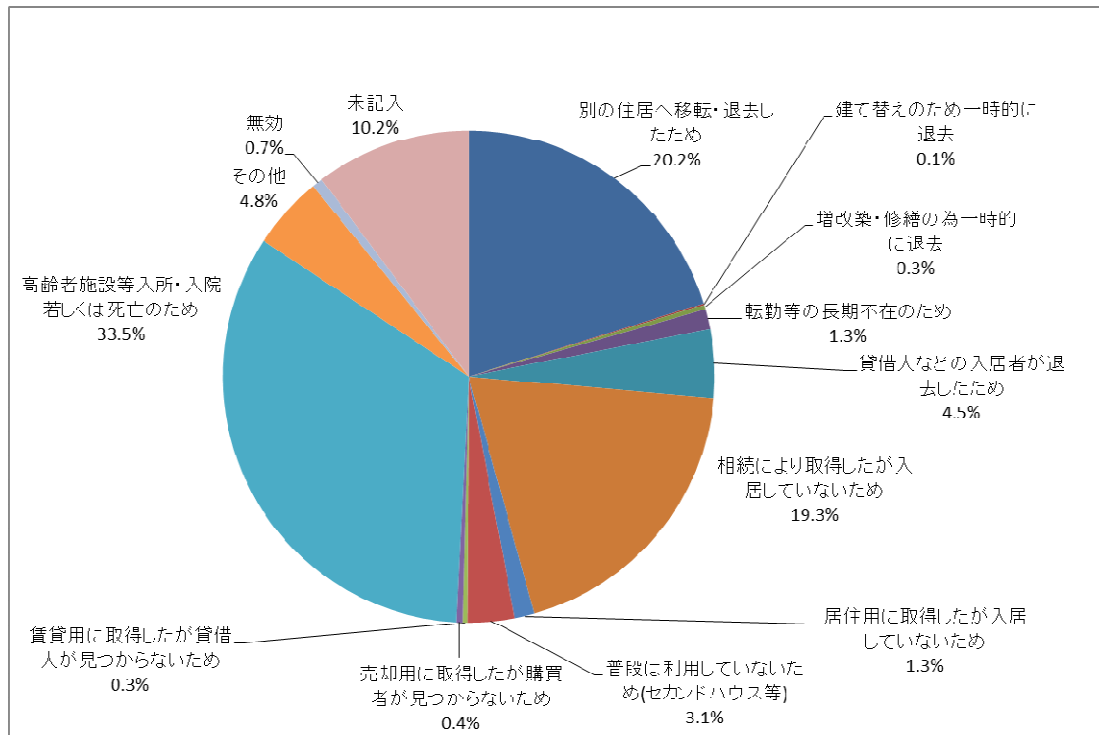
[5. その他の回答]

- ・空家となった時は自ら点検していた
- ・時々行っって見る
- ・不明
- ・長男が水沢にるので定期的点検している。私も水沢へ行った時、水路掃除の除草を行っている
- ・ほとんど毎日点検している
- ・お盆に点検している
- ・ここ2年位点検していない
- ・甥が正月・盆に来てるらしい
- ・転居した方から買取り
- ・知り合いに頼んで草刈とかしてもらってる
- ・昨年樹木や草の刈払いをしましたが、鍵を持っていないので維持・管理出来ていません
- ・親戚に頼んでいる
- ・1年に1回位
- ・隣家の方が不定期に見てくれています
- ・帰省した時に自ら点検し、地元の大工さんに雨漏りやその他破損した処を直したりして頂いております
- ・私は相続人でも管理者でもない
- ・最近点検していない
- ・知り合いの建設会社にて管理
- ・自分等で点検している

- ・不定期に自ら管理・点検している
 - ・定期的に自ら親族が点検をしている
 - ・毎日のように畑、庭仕事に行っている
 - ・毎日くらい顔を出し管理しています
 - ・賃貸人が維持管理している
 - ・親戚に頼んでいる
 - ・年1回夏に1週間程住んでいる
 - ・リフォームしている、時々利用
 - ・自分で周りを草刈りに行ってます
 - ・月2日位の草刈、そうじ
 - ・定期的に自らも点検に出る。日中はすずす時がある
 - ・親戚が監理している
 - ・農業50aの仕事あるので年間の半分利用です
 - ・妻が時々点検している
 - ・平成27年11月に所有者が死亡し、その後相続人で中の片付け、草刈り、ごみの片付けをしている
 - ・帰省（8月）を中心に点検
 - ・隣の方にご迷惑かけないように近隣の方をお願いしております
 - ・月に一回程見に行っている
- 未記入 4件

問5：その建物が「空き家になった（なっている）きっかけ」をお答えください（○は1つ）

番号	回答内容	件数計	割合(%)
1	別の住居へ移転・退去したため	258	20.2
2	建て替えのため一時的に退去	1	0.1
3	増改築・修繕の为一時的に退去	4	0.3
4	転勤等の長期不在のため	16	1.3
5	貸借人などの入居者が退去したため	58	4.5
6	相続により取得したが入居していないため	246	19.3
7	居住用に取得したが入居していないため	17	1.3
8	普段は利用していないため(セカンドハウス等)	39	3.1
9	賃貸用に取得したが貸借人が見つからないため	4	0.3
10	売却用に取得したが購買者が見つからないため	5	0.4
11	高齢者施設等入所・入院若しくは死亡のため	427	33.5
12	その他	61	4.8
77	無効	9	0.7
99	未記入	130	10.2
総計		1275	100.0



〔12. その他の回答〕

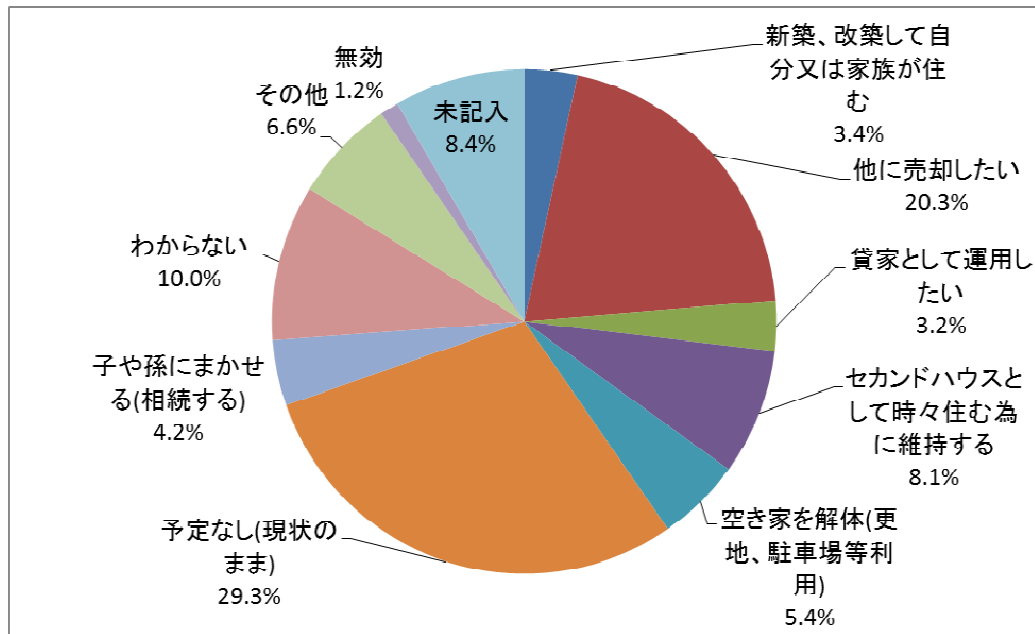
- ・ 不明
- ・ 自己破産をしたため
- ・ 火事になったため。
- ・ 老人ホームに入居した。
- ・ 前所有者が別の住居へ転居。
- ・ 所有者死亡
- ・ 市役所からと警察の方から立ち退くように言われたため（がけ崩れのおそれがあり、危険のため立ち退くよう言われました。
- ・ 祖母が住んでいたが亡くなった為
- ・ 介護施設として利用を図ったが資材高騰で断念。
- ・ 空き家でない。
- ・ 昭和51年の地震の被害
- ・ 親、兄が死亡
- ・ わからない
- ・ 豪雨災害により使用出来なくなった。
- ・ 母親が死亡したため。
- ・ 表の方（県道に面している所取り除く予定）
- ・ 親の死亡にて
- ・ 交通費の関係で行ってない。
- ・ 管理者には指定されているが相続はまだしていません
- ・ 高齢になり1人暮らしが難しくなったため。
- ・ 東日本大震災の余震による避難生活中のため。
- ・ 主人26年5月から入院屋根雨漏り
- ・ 住人の死亡
- ・ 内陸地震の影響の為
- ・ 地震で全壊の為、他に移る
- ・ 3月11日の地震のため
- ・ グループホーム入所
- ・ 住んでいた叔母が死亡したため。
- ・ 住んでいた親が私と同居するため
- ・ 父が障害者1級の認定を受けた事で、しばらく様子を見るため長男宅に同居
- ・ 両親の死亡により盛岡の実家も空き家になったため盛岡に移った
- ・ 完全に空家にはなっていない
- ・ 税金を支払うのが大変のため
- ・ 病氣治療のため一時的に娘の近所に住んでいる
- ・ 介護が必要となり身内が引き取りのため
- ・ 実家に母がひとりであるため空き家になっているが、母が亡くなってもどってくる
- ・ 入院中で有るからです

- ・居住していた両親が死亡したため
 - ・車が入れないので住めなくなった
 - ・商売のものを入れるために購入したので
 - ・仕事のため別宅に居住しているため
 - ・数年後解体して新築の予定
 - ・空き家でしょうか？
 - ・母の一人暮らしが無理になったため
 - ・廃業
 - ・死亡
 - ・病後のため買物、通院に不便
 - ・高齢者の一人暮らし不能となったため
 - ・借金の為、転職他
 - ・債権者の申し立てにより裁判所より差押えられたため。また私は債権者に競売白紙委任しているため、権利委譲は競売となるため、私には裁量権がありません。由に以下の回答はその他回答とします。
 - ・親が死亡したため
 - ・競売にて取得
 - ・ほとんど何もしていない
 - ・夫が死亡したため
 - ・親族が施設にいるため
 - ・世帯主が亡くなったため
- 未記入 4件

（２）建物の今後について

問６：その建物の「今後の利活用」についてどのようにお考えですか（○は１つ）

番号	回答内容	件数計	割合(%)
1	新築、改築して自分又は家族が住む	43	3.4
2	他に売却したい	259	20.3
3	貸家として運用したい	41	3.2
4	セカンドハウスとして時々住む為に維持する	103	8.1
5	空き家を解体(更地、駐車場等利用)	69	5.4
6	予定なし(現状のまま)	374	29.3
7	子や孫にまかせる(相続する)	53	4.2
8	わからない	127	10.0
9	その他	84	6.6
77	無効	15	1.2
99	未記入	107	8.4
総計		1275	100.0



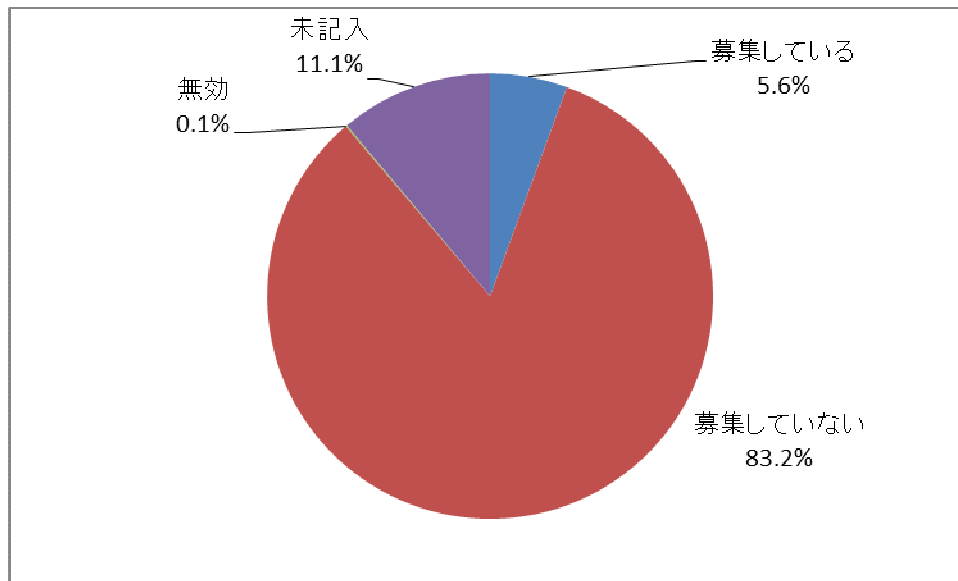
[9. その他の回答]

- ・地主さんとの話し合いが出来れば解体したい
- ・土地込みで売却を考えている
- ・28年3月中に取り壊し
- ・検討中
- ・死亡後は子に任せる
- ・国道になるとの事
- ・建物のみ売却、管理人あり ※入居者が施設等入所して空き家になっている
- ・賃貸契約を解除し、解体し、必要な人があれば売却したい
- ・時期を見て売却を検討したい
- ・売却済の為
- ・解体のみ
- ・市にお願いしたい
- ・国道整備事業による立退者の代替地として売却の予定
- ・売却出来るのであればしたいが、弁護士に相談の上放棄出来るならその様に手続きをすすめたい。現状病気治療中の為にすすめてはいない
- ・物置として利用する
- ・敷地とともに売却したい
- ・25年3月突風で屋根ごと飛ばされたため、そのままにします
- ・解体したいと思っている
- ・現在、相続で裁判中
- ・母親がいなくなったら解体の予定
- ・市に寄付したい
- ・今後親戚で相談
- ・作業場として使用
- ・私は相続人でも管理者でも所有者でもないので何も考えていない
- ・衣川に寄付希望
- ・今後は事業と半々の生活を予定
- ・退院後居住
- ・売却・解体等検討中
- ・解体の志向や賃貸物件にするのかタイミング時期を考慮中、現世帯主が入院中のため考慮している
- ・親族に入居してもらう予定
- ・数年をメドに売却等処分したい
- ・更地にして貸駐車場にしたいが借り手が見つからないうちは解体はしない
- ・隣の2軒も空き家なので、一緒に売却ができればと考えている
- ・欲しい方に無償贈与したい できれば市に寄付したい
- ・売却の予定で検討中
- ・今すぐ活用は考えていないが、数年後には活用を図っていききたい
- ・仮住まい用の住宅
- ・希望者があれば売却・賃貸を問わない
- ・自分が住む

- ・現時点ではセカンドハウスに該当するが、状況によっては売却や賃貸も考えている
 - ・2年後、定年となるため、その後の住居と考えている（現在東京に住んでいる）
 - ・親が生きているうちは何もしません
 - ・市に寄付したい
 - ・市で活用できるなら利用してほしい
 - ・仮住まい用の住宅
 - ・本人は体調回復して施設から戻り生活するつもりでいる
 - ・希望者があれば売却・賃貸を問わない
 - ・これからどうするか決定したい
 - ・今後も定期的に使用
 - ・すぐにでも手放したい
 - ・住居として利用する予定
 - ・相続が決まっていないため決まってから考える
 - ・一般国道4号水沢バイパス改築工事用地
 - ・検討中
 - ・水田、畑管理のため定期的にご利用
 - ・売却、賃貸どちらも決めかねる
 - ・物置倉庫として利用
 - ・倉庫として使用
 - ・物置として利用の後、数年後には解体を検討したい
 - ・検討中
 - ・帰省の際に泊まる家として残す
 - ・売却が可能であればそうしたいが、不可能であれば解体せざるを得ない
 - ・今後解体又は売却を検討
 - ・所有者が意思判断困難な状態にあるため
 - ・家族が利用しない場合は賃貸か売却する
 - ・今後の利用方法を検討中
 - ・市に寄付します
 - ・処分したい
 - ・養子縁組を考えている
 - ・予定はないが取壊しを考えている
 - ・親戚に譲渡するつもり
 - ・改築して時々過ごすための住宅
 - ・物置・倉庫に続けて利用
 - ・相続が確定していない
 - ・空き家を解体して売りたい
 - ・衣川に帰る意思はありません。土地の権利を持っている妹にまかせてます。そちらに相談してもらおうと助かります
- 未記入 4件

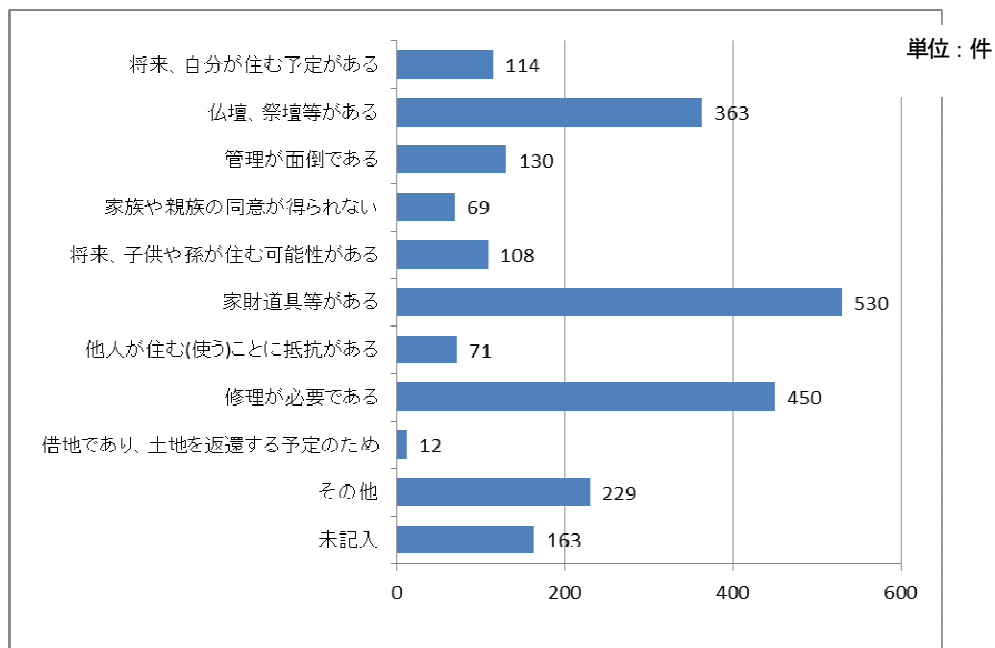
問7：その建物は現在「売却先（購入者）又は賃貸の入居者の募集」をしていますか（どちらかに○）

番号	回答内容	件数計	割合(%)
1	募集している	71	5.6
2	募集していない	1061	83.2
77	無効	1	0.1
99	未記入	142	11.1
	総計	1275	100.0



問8：問7で「2. 募集していない」とお答えの方へ「募集していない理由」は何ですか（複数回答可）

番号	回答内容	件数計
1	将来、自分が住む予定がある	114
2	仏壇、祭壇等がある	363
3	管理が面倒である	130
4	家族や親族の同意が得られない	69
5	将来、子供や孫が住む可能性がある	108
6	家財道具等がある	530
7	他人が住む(使う)ことに抵抗がある	71
8	修理が必要である	450
9	借地であり、土地を返還する予定のため	12
10	その他	229
99	未記入	163
総計		2239



[10. その他の回答]

- ・通路の利用が無理の地となっているため
- ・解体
- ・現状のまま売却したいが売れない
- ・現在利用している
- ・相続人が明らかではない
- ・石巻～水沢に問題。（住宅～空家と遠い為）
- ・利用出来る状況でない
- ・解体して、更地にして考えたい
- ・売却募集したが購入者が皆無だったので
- ・老朽化が激しい
- ・古い
- ・同じ土地に貸家があるが、そこに住んでいる人が退去したら一緒に売りたい
- ・貸しても良いが、相手を探すのが困難
- ・建物が古く売却先がない
- ・相続したばかり、わからない
- ・市役所からと警察の方から立ち退くように言われたので現状のままになっているため
- ・死亡後は子に任せるために
- ・(1) 道路に面していない（買い手つかない） (2) 土地は有しておきたい
- ・空家を解体後に売却先を募集したいと考えているが…
- ・購入者（予定）が決まっている
- ・親の家は売却しにくい（気持的に）
- ・住める状態でない
- ・弟 居住していたが入院中（精神科）
- ・需要があるかどうか不明
- ・土地は自分の物ですが、建物は売却しているため
- ・正式に契約が切れていない
- ・家族の集合できる場
- ・200年以上たっているため
- ・修理に金がかかり、固定資産税も滞納している
- ・現在入院している者が帰って来て住む可能性もあり、確率は低いですが
- ・空き家でない
- ・わからない
- ・将来売却を検討しているため（今ではない）
- ・まだ時々利用してる、する
- ・まだ決めていない
- ・賃貸にしても住むにしても、修理に多額の費用がかかるため
- ・4月以降に募集予定
- ・コウモリが入っているらしくフンが大量にあり不衛生である
- ・住む事はできない
- ・解体したい
- ・住んでいたのは兄である
- ・水道不備、電気改善要、塗装要、トイレ不備、建物改善要
- ・売却済
- ・募集の仕方がわからない
- ・場所が不便
- ・遠方に住んでいる為、手段がない
- ・利用価値がない
- ・お金がかかるから
- ・現在の居位置が遠方で出来ない
- ・平成16年頃火災で住居焼失、農作業用と土倉のみ残り、住居として利用出来ないため
- ・手が廻らない
- ・住める状態でない
- ・売却出来るのであればしたいが、弁護士に相談の上放棄出来るならその様に手続きをすすめたい。現状病気治療中の為にすすめてはいない
- ・将来とも物置として利用する
- ・場所的に住めない
- ・解体し、更地にして売却
- ・売れないし誰も買わない、困っている
- ・つてがない
- ・現在、居住中
- ・相談未決定の為
- ・岩手県指定有形文化財
- ・本人が高齢のため、判断できないため
- ・毎年6月上旬草刈・苗植とお盆に墓参と家廻り草刈屋根ペンキ塗り等々（年忌法事・祝事）年2回は帰省（両親死亡後）

- ・今秋に仲介依頼予定
- ・解体予定なので
- ・自分達の物ではない（所有者ではない）
- ・裁判中
- ・3年位前に相続済んで～
- ・兄の物
- ・住める状態ではない
- ・今後について相談していない
- ・壊れるまでそのままにしておく
- ・利用価値がない
- ・人の住める状態でない
- ・相続手続きが未
- ・リフォームを考える（もしもの時）
- ・建物も古い。立地条件も悪い
- ・建ててから年月が経っているので管理もむずかしくなっている
- ・家には住む事が出来ない状態
- ・相続が終わっていないため解体出来ないでいる
- ・将来自分が住むかもしれない
- ・名義等手続きがわからないため
- ・専門機関がわからない
- ・退院後居住
- ・所有者の居所が不明
- ・親族に入居してもらう予定
- ・亡父の妹、娘が不定期で家に立ち寄っており、暫くは現状を維持していく必要があるため
- ・現在高齢者施設として運営中
- ・下水を整備していない為
- ・弟が入居予定
- ・隣の2軒も空き家なので、一緒に売却ができればと考えている
- ・親族と共同利用している
- ・売却予定のため
- ・昔募集したが買い手が見つかず
- ・現状にはそれほど不満がないから
- ・母がいつでも住めるようにしたい
- ・一部を勝手町町内に貸している
- ・利用している
- ・使用予定は不定期
- ・時々利用する為
- ・駐車場がない
- ・遠隔地に在住及び勤務のため
- ・親族が報じ準備等で時折使用するため
- ・共同所有者が行方不明
- ・過去に市内の業者に仲介依頼したが、具体的な話がなかった
- ・残っている荷物を整理中
- ・不定期に利用者が多い
- ・整理中
- ・空き家と思っていない
- ・使用予定は不定期
- ・不動産会社2社に売却を相談したが、建築法の基準に合わず、売却不可とされたため
- ・どうするのかこれから決める
- ・母親が生存している間は売却しない
- ・全員独立している
- ・時折帰省する
- ・後見人のため
- ・義弟に譲りたいと思っている
- ・墓参り時利用滞在するため
- ・セカンドハウスとして時々住む為に維持する
- ・隣接する道路が狭くて入れない、畑をつかっている
- ・将来をまだ決めていない
- ・年に数回は宿泊する。隣地に親族の貸家がある
- ・解体予定
- ・姉が週に何回か教室を行っている
- ・不動産屋に査定を依頼中
- ・（売却）契約書類準備中
- ・予定中の為
- ・亡くなった母の名義のままになっている
- ・借りる人がいたら貸したい

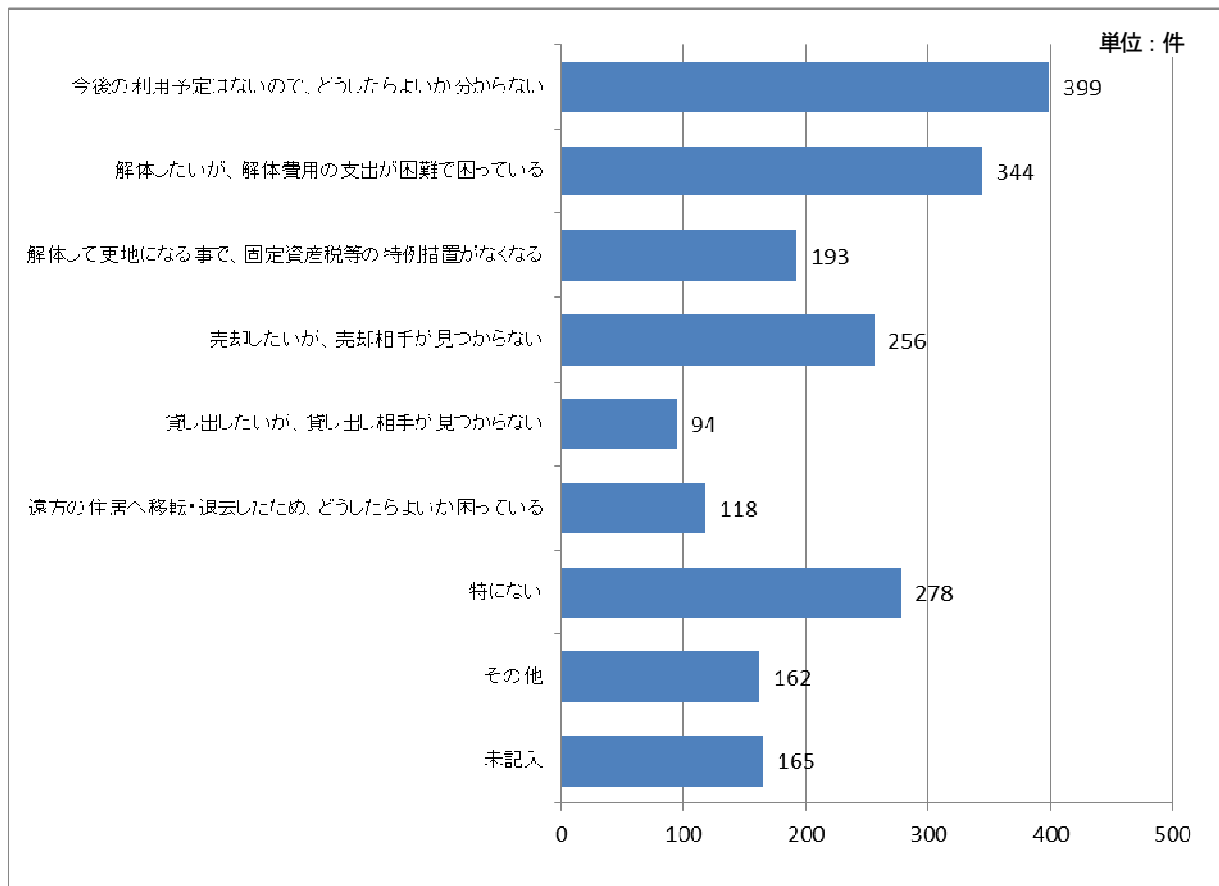
- ・募集を開始予定
- ・空き家になったばかりです
- ・母が亡くなって4年、気持ちが落ち着かないため
- ・住んでいる
- ・相続できていないため、何もすることができず困っている（家は震災で壊れたためと白アリのため住めないで土地として売ることが考えられるが）
- ・賃貸済
- ・平成30年以降売却したい
- ・農業のために定期的に使用中
- ・一部物置・倉庫として利用
- ・物置倉庫として利用
- ・セカンドハウスとして年2、3回訪れ清掃、樹木を見ている
- ・倉庫利用
- ・家族で話し合っただけでなかった
- ・赤線道路で幅が狭く、車の出入りが困難なため
- ・親が生きているうちは現状のまま
- ・近所や不動産会社に聞いてみたが無理だった。不動産会社から売れる土地ではないと断られた
- ・相続人に任せる
- ・引き渡し先が決まっている
- ・時々身内が休憩している
- ・気持ちに迷いもある
- ・賃借人に問題があったので
- ・不動産屋に依頼したばかり
- ・修理が必要である 水回り使用不可（トイレ風呂台所）
- ・時々使用している
- ・子が遠方にいるため特に話をしていない
- ・年数がたっている為
- ・所有者に意思判断能力が不十分なため
- ・時々セカンドハウスとして利用されている
- ・売れる見込みがない
- ・セカンドハウスとして時々住む為に維持する
- ・片づけに費用と時間が必要
- ・田畑、山林、墓の処分
- ・方法がわからないから
- ・田舎へ帰った時の住居
- ・親が元気のため抵抗がある
- ・年に数日利用するため
- ・母が存命中は現状維持の方針
- ・名義人が手続きをしている
- ・修理が必要である
- ・今後の方向が決まっていない
- ・一部畑の登記の部分があり、農業者の姉が所有となっており、それを自分にするために数年かかるため
- ・先祖が築き上げてきたものを手放す決心がつかず
- ・床板等腐食している
- ・遠方の住居へ移転・退去したため、どうしたらよいか困っている
- ・古すぎて住めない
- ・相続未完のため
- ・水道、下水道がない
- ・近くに墓があり、将来住む可能性あり
- ・叔母の考え次第
- ・どうしたら良いかわからない
- ・建物が古いのでこわす必要がある
- ・時々帰省するときに家がないのは困る
- ・将来住むかもしれない
- ・通路がせまくなった、他家が使用
- ・遺産分割等行っていない、共有資産
- ・空き家は古く、住めない
- ・利用方法が未定
- ・名義変更できない
- ・父からの名義変更手続き有
- ・本人名義になっていないため
- ・接道が2m未満である
- ・方法がわからない
- ・相続の問題
- ・賃貸のことは考えたことがなかった
- ・住めない

- ・相続が確定していない
- ・現在募集したいと思っている
- ・どうしてもわからない（つい先日相続したので）
- ・田畑がある
- ・生まれた家で愛着がある
- ・病にて入院退院の繰り返し!!歩行困難
- ・時々過ごしている
- ・父と相談していない

未記入 20件

問9：その建物について、「今後の活用」で困っていることは何ですか（複数回答可）

番号	回答内容	件数計
1	今後の利用予定はないので、どうしたらよいか分からない	399
2	解体したいが、解体費用の支出が困難で困っている	344
3	解体して更地になる事で、固定資産税等の特例措置がなくなる	193
4	売却したいが、売却相手が見つからない	256
5	貸し出したいが、貸し出し相手が見つからない	94
6	遠方の住居へ移転・退去したため、どうしたらよいか困っている	118
7	特にない	278
8	その他	162
99	未記入	165
総計(未記入含む)		2009



[8. その他の回答]

- ・同地内に空家は2棟あるが、1棟については私の所有物でなく、所有者がどこにいるのかわからない
- ・水沢区内の不動産業者に土地を含めた売却を依頼している
- ・売却も考えている
- ・相続人の確認が困難
- ・新築資金がない
- ・家の東と南側は畑として活用し、叔母が耕し作物を栽培しております
- ・家族の同意が得られず、時期を逃している状況
- ・名義変更が出来ない為に、台所・洗面所・お風呂の修理が出来ずにいる
- ・住居が遠いため、なかなか行けず片づけが進まず、困っています
- ・奥州市への固定資産税の支払い、各種書類の手続き等は全部私がしているが、姉妹の関係が良好でなく、建物、土地の名義は現在も死んだ父になっており、今後どの様になるのか見当がつかない
- ・今後について検討中
- ・同じ土地にある貸家から賃貸人が退去してくれない
- ・5～10年先、現在居住先（持家）を子供にまかせ、奥州市のこの家に戻りたいと思っている
- ・市役所と警察の方から早く出てほしいと言われたので現在に至ってます（市役所と警察の方から立ち退くように言われてそのままアドバイスもなく現在に至ってます）
- ・子がどうするのかはわからない
- ・半分以上国道になる予定だが残った土地について困っている
- ・遠方に持家があり、そこに住んでいる為
- ・建物と畑も一緒に売りたい
- ・入居者が施設入所しているのでわからない
- ・相手側と話し合いたいと思っている
- ・隣地居住実妹の母家
- ・空き家でない
- ・住んでいない事により、逆く補修等の維持費がかさむ
- ・今現在は破損箇所より整理中である
- ・今後、売却予定であるが相手が見つかるかどうか
- ・親族で検討中
- ・建物改善の費用、現在無い為
- ・市のものにしてもらいたい
- ・現在、今住居には物置がないので利用したい
- ・土地も含め売却したい
- ・欲しい人にあげても良い
- ・解体すると周囲が山林となり、時々行く事が困難になる
- ・市の弁護士無料相談を利用しこの先を考えたいです。※ただ外出が容易ではない為、（体調が安定しないので）困っている
- ・子供にまかせる
- ・解体更地にする予定ですが、子供達が忙しいので時期を見ている所です
- ・現在、東京に住まわれている方にお任せしています
- ・文化財の為、修理費用が高額（1億円以上）であり、個人負担が大きすぎる
- ・本人が高齢のため、判断できないため
- ・お世話になった友人が病氣入院中の為にまだ岩手に帰れません
- ・解体費用が高額
- ・所有者が施設に入所している。勝手に家財道具を処分出来ないし今後の活用まで考えられない
- ・相続するにも未登記部分もあることは知っている
- ・寄付の予定
- ・災害危険地区になっているのではないかとと思うが、色々分からない事が多い
- ・施設にいる母が生存中に手を付けたくない
- ・親族で協議中
- ・相続が終わっていないため、解体出来ない。相手から反応がない
- ・相続の手続きが難しいこと
- ・市に寄付
- ・当地区は父から受け継いだが、亡父の妹、娘が不定期で家に立ち寄り、暫くは現状を維持していく必要がある。しかしこのまま放置し、子の代まで引き継ぐことはできないため、数年のスパンで売却・寄付を含めた処分をしていく予定
- ・駐車スペースを広くしたい
- ・奥州市に親の墓がある 1部屋+αは自分で使用することを考えている
- ・売却したいが相続出来ない、法律緩和を望む
- ・店舗として貸してもよいが、相手が見つかるかどうかわからない
- ・親の家財道具等の片づけと車椅子用平屋に改装の人手がない
- ・先祖代々からの私物の片づけをどうしたらよいかわかっている
- ・売却したい
- ・家財道具の処分（空になった箆簞等）、仏壇の管理は未定
- ・固定資産税が高すぎる
- ・母が存命中はそのままに（母の記憶にある家）しておきたい
- ・解体したいが解体費用がかかる、固定資産がかかる

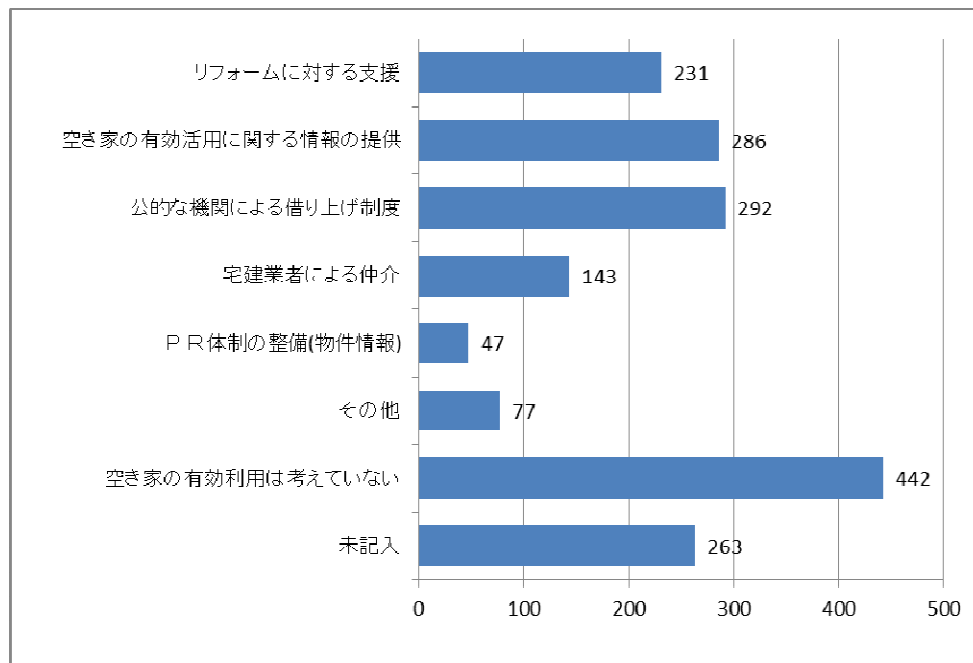
- ・粗大ゴミ等処分をしたいものがある
- ・家財道具の整理
- ・2年間は現状維持、その後は1～6に該当
- ・建物の中に井戸のポンプがある
- ・どのような形でもよいので、手放したいです。災害発生の際に近所迷惑になってしまいます
- ・家財道具等処理後、売却を進める手続きを考えている
- ・特に困っていない
- ・処分したい（問題が発生する前に）
- ・親、兄弟のものが残っていて片付け等時間がとれない、玄関前に電柱があることで、活用方法に問題あり
- ・リフォームしたいがリフォーム費用の支出が困難で困っている
- ・どうするかこれから決めたい
- ・問8と同じ（将来住む、仏壇・家財道具あり）
- ・いずれ解体の予定です
- ・近い将来、売却処分を検討
- ・定期的に庭師を入れているが、草取りが大変である
- ・隣接する道路が狭く、車が入れないため困っている。となりの土地も同じ
- ・現在未定のため
- ・受けついで間もないので、これからよく考え家族と話し合う
- ・思案中
- ・道路整備が水沢第1回建売してから1回もないのはどうしてか？また今後について！問う
- ・姉したい（相談）
- ・貸主がない場合は解体予定
- ・今現在は利用予定はない、将来は子供や孫にと考えている
- ・家屋内の家具や衣類などの整理・処分について
- ・高齢になり身体的にも管理が負担になってきた
- ・将来、自分がとを考えているが時期が決まっていない！当家庭の手入れ、雑草取りが…
- ・処分したいが、家財道具があり、しづらい
- ・貸し出したいが修繕しなければならない、その費用がない
- ・相続できていないため、何もできないこと。長男が家業を継ぎたくないため家出して45年ほどになる（ずっと音信不通のまま）
- ・下水道が整備されていない
- ・部屋数が多くかつ老朽化したので縮小したいが予算的に不可
- ・遺品と家財等の処分に躊躇あり
- ・自分が管理できるうちは現状のままでいい
- ・親が生きているうちは現状のまま、死後考える
- ・黒石地区のために何か利用できないか（市への譲渡又は売却）
- ・今後、不動産屋の動きによる
- ・シルバー人材センターか何かで、定期的に点検してほしい
- ・子が結婚したら、修理して住むかもしれないが、その時期は未定
- ・農地も含め売却したい
- ・いずれ中を片付け、解体しなければならないが、その費用の確保が困難
- ・親がまだ生きているので、今はどうするか考えていません
- ・修理する費用、荷物があるため
- ・①増改築等をしたが現状での資金手当の目途がつかない ②再度転勤の予定が有るため再入居未定 ③相続の問題”
- ・売却まで考えなかったが相手があるのであれば売却も考えたい
- ・今は考えが及ばない
- ・日常の建物・土地の管理、草取り、空気の入れかえ等、定期的に行えないこと
- ・土地を国に返したいが親族の中に行方不明者がいて困難
- ・維持管理が大変困難になり、老朽化しているが、修繕費用の支出が困難である
- ・水田を売却したいが、相手が見つからない
- ・遠方に住んでいるため、現状は管理のための訪問があまりできていない
- ・親戚への譲渡か、解体を考えている
- ・現状のまま
- ・土地が付随する建物を一括して売りたいが、畑の部分の登記が自分の名義にするにはあと数年かかるため
- ・遠方に住んでいるため、思うように家の片付けが進められず困っている
- ・年間の経費が大変だ
- ・田んぼ、原野、山林、畑、まとめて一括で処理したい
- ・当該建物への道路がないので、将来解体となったばあい、重機、トラック等が入れない
- ・相続未完
- ・解体用の重機が用地に入れない。自家用車も
- ・1年後ぐらいに方針を決めたい
- ・相続人ではないのでわからない
- ・更地にしてもその後の管理（草刈等）が大変
- ・解体を予定しているが信頼できる業者に心当たりがない
- ・維持費がかかる、現在は維持するが将来的には未定
- ・相続の手続きができていない
- ・親が管理していたため、家の維持のためにどのタイミングで何をすればいいか、又どこに頼めばいいかわからない

- ・まだわからない
 - ・全てどうすればいいかわからない状況
 - ・子供が退職後、前沢に戻る予定だが、借地の為、その場所に戻るかどうかは不明
 - ・売却でもいまいち名義変更できない→専門家に頼んでもかなりの費用がかかると思う
 - ・未定
 - ・インフラ整備をしたいが、信頼できる業者の情報が得にくい
 - ・4年前、農業集落排水（下水）事業が始まるので加入しようとしたが、その時点でだれも居住していないので市側から断られた。仮に居住して出しても当分は加入できないと言われた
 - ・売却したいが、実家（母方）なので迷っている
 - ・私個人の一存で決められない、まずは、自らが住むと思うが…
 - ・管理責任者を誰にすればいいかわからない
 - ・立地条件があまり良くないので売却できるか不安である
 - ・相続の問題
 - ・ごく最近所有者が亡くなり相続することになったので、まだ何も考えられない、登記名義人変更もまだの状態
 - ・解体をし売却したいがどこにお願いすればいいかわからない
 - ・現在は時々過ごすための住宅として利用しているが、将来的にはどうしたらいいかわからない。解体費用の支出も困難である
 - ・父と打合しないと
- 未記入 11件

問10：その建物を「有効活用」するためには、どんなことが必要だと思いますか（複数回答可）

番号	回答内容	件数計
1	リフォームに対する支援	462
2	空き家の有効活用に関する情報の提供	572
3	公的な機関による借り上げ制度	584
4	宅建業者による仲介	286
5	PR体制の整備(物件情報)	94
6	その他	154
7	空き家の有効利用は考えていない	884
99	未記入	526
総計(未記入含む)		3562

単位：件



[6. その他の回答]

- ・地主との話し合いのためにも時間が必要のため、今はどうしようもない状況である
- ・考える立場とは思えない
- ・長男水沢にいますので考えていきたい
- ・解体して更地にして利用を考えたい
- ・隣接している道路の整備
- ・解体して更地になる事で、固定資産税等の特例措置がなくなる
- ・親族に業者がおり、又相続者の意向もあり検討中
- ・売却 相手方の見つけ方
- ・建物が古いので住める状態ではない
- ・実妹の母家
- ・固定資産税の減免
- ・空き家でない
- ・思い切ったりリフォームが必要と思う。部屋によってはまだ使用可能な場所もある
- ・建物改善要する
- ・空き家の有効利用を考えている
- ・現状で十分である
- ・何百年も前の建物でどうしようもない
- ・自家用物置
- ・親類に詳しい人がいるので相談しています
- ・市が買い取って田、畑土地を何かに活用していただきたい
- ・岩手県指定有形文化財なので建物及び庭園を公的な機関により買い上げて欲しい
- ・本人が高齢のため、判断できないため
- ・震災により、有効活用は出来ない状態
- ・将来自分が住む予定
- ・落ち着いたら有効利用したい
- ・高齢なので固定資産税が負担になっている
- ・信頼の出来る相続者又は解体業者がいない
- ・一時的に活用している
- ・家財道具の処分等に支援が必要
- ・費用の支援
- ・家財道具等の片づけ支援
- ・亡くなった家族の私物の処理が自分だけではできない、協力してほしい
- ・耐震設計基準前の建物であり安全性の心配があり手が出ないのでは
- ・家財の保持の支援
- ・地域の協調
- ・維持管理をできるだけ続けます
- ・時々帰ってきてる維持管理するのでお金がかかるので援助してほしい
- ・奥州市に住みたいと思わせる施策
- ・特になし
- ・空き家と思っていない
- ・わからない
- ・耐久性について調査
- ・よくわからない
- ・わからない
- ・売却不可とされたため困っています
- ・する必要がない
- ・道路を広くしてほしい
- ・任せている不動産屋に相談中
- ・道路整備をすること（市道）
- ・わからない
- ・わからない
- ・まだわからない
- ・生きてるかぎり売却できない
- ・わからない
- ・地主の同意
- ・災害の時に使用
- ・活用に関する相談
- ・現在の生活に必要である
- ・空き家は今後増加するので、利用及び解体も含めた、支援及び法整備
- ・田畑山林と一括活用がベスト
- ・自分が住む予定
- ・現在建物築44年です
- ・自分で解体する
- ・家を維持するための情報

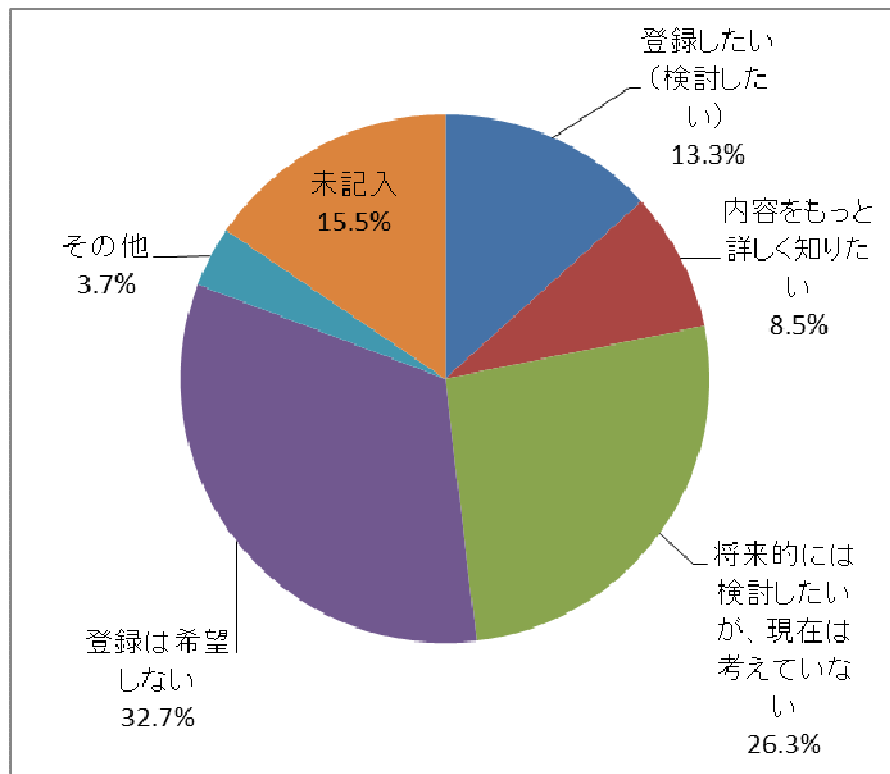
- ・駐車場がない
 - ・母が亡くなったばかり、もう少しそのままにしておきたい
 - ・下水に加入できるように願いたい
 - ・相続に関する問題の解決
 - ・賃借料は殆ど0円です
 - ・古すぎて大がかりなリフォームが必要なので
 - ・先の話になる
- 未記入 8件

（３）空き家の維持管理や有効活用について

問11：「奥州市空き家バンク」への登録について、どのようにお考えですか（〇は1つ）

※2次調査で追加。

番号	回答内容	件数計	割合(%)
1	登録したい(検討したい)	120	13.3
2	内容をもっと詳しく知りたい	76	8.5
3	将来的には検討したいが、現在は考えていない	236	26.3
4	登録は希望しない	294	32.7
5	その他	33	3.7
99	未記入	140	15.5
	総計	899	100.0



[6. その他の回答]

- ・事務所用として考えているので
 - ・本来の主旨、運用方法と違う内容が多そうですね
 - ・わからない（8-4があるので）
 - ・これから考える
 - ・解体中の為
 - ・今現在は考えられない！
 - ・家として機能しないので（いろいろとこわれている）空き家として登録するのは不可能
 - ・考えたことがなくわからない
 - ・親が生きているうちは現状のまま
 - ・修理が必要なので無理
 - ・人が住める状態ではないと思うので（確認できる状態ではないので）どのようにしていいかわからない
 - ・修理に多額の費用がかかるので現在は難しいと思っている
 - ・まだわからない
 - ・93才の母がいなくなったら売却か貸し出しをお願いするかもしれない
 - ・リフォームしなければ登録に至らない
 - ・20年も過ぎていたので修復が必要で、もっと早く登録したかったです
 - ・売却済
 - ・登録したいと思ったことはあるが状態が悪いのでどうかと
 - ・修繕費がない
 - ・不動産業者に売却仲介依頼中であり空き家バンクへの登録の可否については不動産業者に問い合わせないと分からない
 - ・場所が悪い
 - ・名義変更が済んでいないためわからない
 - ・1、2年後に
 - ・以前申請したが、調査の結果登録は無理との判定
 - ・敷地全体（農地含む）の登録を希望いたします
 - ・場所が不便なところ、築年数が経過している物件であり登録に支障があると思われる
- 未記入 6件

自由意見（要望・意見）

空き家の維持管理や有効活用についての要望や意見等について、ご自由にご記入ください

- ・県外の為見廻り出来ず、台風など通過後どうなってるか心配です。まわりに迷惑掛けてないか気になります。解体すれば一番良いのですが費用の事もあります。市の方で何か良い方法があるのでしょうか？
- ・このアンケートは「空き家」に関すること故あまり関心がない。隣が小学校故、市が土地を買い上げ又は借り上げ、駐車場にしてくれるとありがたい。家の処分方法はその条件次第で考える。
- ・貸家二棟のうち一棟は長い事入居しております。空き家一棟でしたが昨年入居者があり現在空き家は有りません。ただ、年間に4ヶ月分の貸料遅延が有ります。請求中ですが困っております。
- ※期待して確定申告しました。
- ・水沢は素晴らしい文化財がたくさんあるのに街は行く度にさびれ淋しい思いをしてきました。一寸、休みたいと思っても喫茶店も食事をする所もほとんどなく旅行者も再び訪れようとしないうでしょう。道路は立派になるが味わい深い小路がどんどん減って水沢の良さが無くなっているように感じます。そこでこんな建物でも何とか役立っ手立てはないかと思ってきましたが、税制の壁でやはり手離さざるを得ないのかと思っていますところ。
- ・入所している親が一時帰宅したときの為に残している。
- ・定期的に自分を含め親族で管理維持する。
- ・親族が離れている為、相続の確認も出来ず、対応を決めかねています。
- ・私、所有者とは言えず、対応に苦慮しております。”
- ・とにかく売却したい。一度4、5年前500万で買うという人がいましたが安すぎと思って断ってしまいました。今は500万で売りに出しています。どなたかいませんか？400万でも良いです。
- ・長男が水沢にいますので考えていきたい。
- ・売却を一時考えたが足元を見安すぎる。”
- ・当地は農振地域なので近々基盤整備が始まり、家屋も撤去となると思います。
- ・敷地の所有権に問題（持分複数人）あり。不動産業者と売買交渉中。持分者全員の承諾が問題である。説得に公的機関の協力をお願いしたい。
- ・北側の家が老朽化しており、雑草やつるが我が家にまで押し寄せているため、お盆に帰省するたびに雑草やつるを駆除している状態です。何とかしてもらいたいのですが、連絡先が分かりません。
- ・私本人どうしたら良いかわからないと言えるのが本当の気持ちです。良いアドバイスを願う！
- ・解体して更地にしたいのですが、費用の支出に苦慮してます。困っております。
- ・家に接している消防署東側道路の整備を早急に実施してほしい。（町内会からH27年度に市への要望として出されている。）市道大鐘5

号線及び6号線の側溝改修等の工事名にて平成11年3月に終了になっているが、現状では途中の状態です。この道路が整備される事により、立地条件が良くなり売却しやすくなると思います。

・病院に近いので通院に便利なので、シェアハウスの様にして活用したいと思っているが、名義変更も出来ていないので修理も出来ずに年数だけ過ぎてしまいました。水道は止めていますが電気は止めていないので、帰っても短時間しか居られないので困っています。

・本人も妻も死亡して、兄も亡くなり私一人なのですが、兄の子供3人の同意が得られずに困っています。

・役所で引き取ってほしい。

・空き家の維持管理が大変。固定資産税が高い。

・シルバーセンターに草むしりを依頼したが返答がなく困っています。見積を送って貰う事になっていました。

・個人所有に関しては、所有者の管理が責務であることを理解しており、随時建物内外を管理しております。（電気は使用していないが、必要時期を考えて、断線していない。庭木等、環境保全の為、剪定等を実施しています。）

・特になし。

・現在空き家となっているが、同一敷地内にあり、仏壇・家財等もあり、離れ的存在であり、私の生存中はそのままにしたい。

・年に2回は帰って家の中の設備や外廻りを点検（現在ガス、水道、電気等の設備会社勤務）していますし、近くに姉が嫁いでいる為、姉もさりげなく点検しています。庭木の倒木等をさける為、庭園業者に伐採してもらった事もあり、完全ではありませんが、周囲に迷惑かからない様、最低限の気配りはしているつもりです。電気、水道、ガス共契約続行中です。ただもし、公的機関の借り上げや有効活用の方法あれば、家の維持にも繋がりますのでありがたいとも思っています。（収入はあてにしています。）又前述しました様に現役引退後はこの家に移住する計画も考えています。

・何度か見に行き、お隣（北の家、東の家、南の家）に挨拶に伺っていますが、管理など頼めるような方がいないのでそのままにしています。住宅として、また農地として売却出来ればと考えています。どのようにしたら良いのか、教えていただければ幸いです。

・建物はリフォームが必要（リフォーム費用の支出が困難）

・出来れば土地・建物を購入してくれる方がほしい。

・今後の土地・建物の相続対象者に拒否されている。

・相続対象者全員に拒否されている。固定資産税の支払にも四苦八苦。

・できれば買い上げてほしい。

・親が建てた家なので売却しにくい、自分の死後の相続が大変だろうと思うと、早く売却して問題を残して死にたくないと思っている。子供達は水沢には戻れないので、いずれは売却されるかもしれないが…。隣人は勝手に庭に入り、木を切り倒したりして不快な思いをしているので早く何とかしたいとは考えてます。（不動産屋に頼むとか）

家の中の家財道具は処分中で春に解体する予定です。解体業者を紹介してほしい。

・弟が入院中でどの程度手をつけたら良いか困っている。

・太陽光発電など土地を活用出来るように指導してくれたら、うれしいです。

・現地の不動産の状況を問い合わせたところ、最近は全く取引が無いとのことで、売却先の募集はしておりません。

・遠方に住んでおりますので全く情報が無く、やむを得ず現状維持程度の管理をしていますが、管理を頼んでいる方も高齢で今後の事が心配です。市の方で、空き家の情報を集約して相談に乗ってくれる窓口があればありがたいです。公共の為に使っていただければ良いと思っています。又、見回りと管理を有償でお願いできる機関があれば嬉しいと思います。

・昭和59年に住宅のみ売ってほしいと言われ家のみ売却している。

・着物の着付教室として使っていたが今は止めている。

・お世話になっております。そちらの様子をお聞きした上で子供と相談しながら一度奥州市の方に伺いたく思っておりますので宜しくお願い致します。

・隣地が「荒地」化して、迷惑している。長期間、全く放置されたまま。私共の家よりも、隣地西側の住宅が大変迷惑していると思う。

・所有者は平成23年3月11日東日本大震災にて死亡しましたので所有者変更の手続きを行わなくては…とっております。

今後の連絡は息子にお願い致します。”

・十四代も続いた家のため、解体することに主人は抵抗があるようです。建具、台所の天井のすすだけなど利用できないものでしょうか。年に何回かそちらに行き点検していましたが年をとってそれもまもなくなくなりました。

1. 明治15年曾祖父建築 2. 戦争中、人手に渡る 3. 戦後、父文雄買戻し居住リフォーム 4. 建物の構造木材堅牢のため大地震に耐性あり 5. 固定資産税及び公共料金は毎年キチンと納入中。財産権、及び基本的人権は確保されなければならない。

・畑とも活用できる人を求む、売却したい。

・特に売却、賃貸等の斡旋をしてくれるとありがたい。

・高齢者と障害者ばかりいますから、なんともなりません。

・建物が老朽化しており、解体が適当と思うが、固定資産税の特例に該当せず、等必要負担経費の支出が難しい。

・私がお遠方に住んでます娘です。今回のアンケートには代理で記入致しました。

・この家は今は亡き父が建てたもので私自身もたまに来て泊まったりしてます。空き家でないので心配しないで下さい。何かあったらこちらからTELをします。

・私は盛岡に住んでおり、江刺の実家は将来的に売却を考えています。売却までの長期間、江刺の実家の隣近所の方が様子を見てくれています。私が育った実家であり、両親も他界した今、近所の方々のこうした優しさが江刺の実家を良好な環境で維持しているものと思います。他人に貸借しても良いのですが、どんな輩が住むか近所の方々も心配でしょうから現境のままとしています。

・建物内部の調査の意図は何なのか？”

・甥が正月・盆に来てるらしい。

妹は甥について分かるかもしれない。妹とは仲が良くないので市役所からtelしていただけないか。

・公的機関によって借り上げし有効利用願いたい。

・少子高齢化がどんどん進むため、空き家問題が今後増加してくると思う。有効活用には大きなリスクも出てくるので一口には言えないが、放って置くわけにもいかず。色々相談しながら対策をして行きたいと思っているものです。

・特別養護ホーム入所中に逝去された。夫も亡くなっており、現在、所有者が誰なのか？不明。

・現在、仕事のため退職したらどうするか具体的に考えようと思っています。仕事はあと1年なので…。

・まずは屋根（トタン）についての管理はどの様にしたら良いか？

・有効活用法は…。（どの様なものか知りた。）

・公的機関により借り上げとはどんな。”

- ・僻地にある建物であり交通便も悪く、風光明媚な土地でもないので再利用はなかなか難しいと思っております。公的な機関が活用なさる時いつでも提供します。
- ・滞納税金の振込用紙を再度送ってもらえませんか？
- ・お手数ですがよろしくお願い申し上げます。”
- ・200年ぐらいたっているため、解体を聞いてみた所お金か200万かかると言われ、手にお金がなく解体をやめました。平成19年に家を建てました。でも解体も考えているけれどなかなか出来ません。家が倒れるのが心配です。
- ・空き家の有効利用は考えていない
- ・空き家となつてしばらくになっているのにそのままにしてしまって皆さんに迷惑掛けて申し訳なく思っています。父が亡くなった後なぜか固定資産税は私が支払いをしています。私の物でもないのにとも思います…。何とか解体したいが費用が無いのでなかなか…。今の所、何も出来ません。
- ・人が住めるようにするためには、建物の改善の他に次のようなことが考えられる。1. 建物の改修 2. 水道、電気関係の改善 3. 1について他にトイレの完備 4. 必要であればエアコンの冷暖房について考えないといけない。
- ・周りの草木の刈込み等大変な事が多く悩む所です。
- ・空いている小屋、家、物置があります。和川家は平成20年9月より空いていたので、家の利用していません。20年間後、売地。家は昭和50年7月からです。私は車運転できないので、交通不便でした。
- ・空き家になってまだ一年もたっていないので、まだ何も考えられない。将来的には貸し出しても良いが、仏壇等もあるし修理しないと住めないだろうし、どうしたら良いのかわからないです。
- ・聖愛園に入所中、夫も亡くなっており、子供もいない。聖愛園との契約は、甥と行っているが、甥とはあまり連絡が取れない。所有者が誰になっているかも不明。
- ・月に2、3回家に行き管理しています。
- ・売却したい。草刈が大変。高齢になってきた。
- ・持主は私の妻です。私は建築大工として60年間も大工一筋で今日まで働いてきました。この建物は当時大工の技術を生かした造作です。これから大工として若い大工としての訓練（見学の場所）としても、私は考えている所です。私も10月くると78才になります。もうそろそろ大工として、外で働かなくなり、この建物をホームに少しでも改修して、世に困っている方に安く売りたいと思います。
- ・相続放棄は期限を決めないでほしい。何年も空家になってる場合は、所有者が所有を放棄するのを認めてほしい。自動的に市のものにしてほしい。税金もさることながら、草木を刈るのに、人を頼むのでお金がかかって困る。
- ・解体業者を探している。
- ・高齢な上、体も不自由な為、自分自身で行動出来ない。他の方で利用出来るなら使ってもらいたい。
- ・このまま、維持しながら管理していきたい。思い出の家だから。
- ・良い方法がありましたらよろしく。
- ・業者に委託して管理して頂く費用もないので困っています。地震により、家が損壊していますが、親の仏壇や家財道具などあり、持ち出しも今は出来ない状態で困っています。
- ・本や家財の置き場所を探し、不動産屋の情報で入手。交通費がかかるので足は遠のき、ついで活動状況が変わり、首都圏から離れられなくなり、放置してしまいました。一度は手入れして居住も考えましたが、現在は遺産として残すことになると思います。
- ・私的利用してます。
- ・古い家でも使用（住みたい）希望者に無料で提供しても良い旨の情報提供してほしい。
- ・元々古い建物だったが空き家になって以来一層損傷が激しく、建物自体の有効利用は難しいと考えている。放置しておくのも気がかりだが解体費用を考えると実行が出来ずにいる。処分について地元不動産会社に相談したことがあるが、山間部という立地や建物の状況を見ると、売却は難しく建物の解体も費用がかさむだろうとの回答であった。空き家管理まで手が回らず耕作放棄地も含めて草刈もままならず近隣の方に申し訳なく思っているが、方策が見つからず行き詰まっているので市としてはまずそういった具体的な状況を踏まえて体制作りを検討していただきたく、心よりお願い申し上げます。
- ・特になし。
- ・娘夫婦も自分達の生活が苦しく、一年に2、3回江刺の空き家に行つて、草刈をしています。その時に一時的に着替えをする時に使用しています。家が壊れてきているので解体しようにもお金がなく現状維持のまま。
- ・遠方の為、売却したい。
- ・長く空き家同然。環境にも良くないと考えていますが、何とか方法を考え空き家解体の方向に向きたい。
- ・まだ問6の答えの為にこの先については考え中としか言えないが、父が住んでいた地区の皆さんの集合所等に使用出来る様であれば使用してもらいたいし、寄贈出来るのであればそうしたい。花木等かなり植えられて庭も作り込んでいる様子なのでそれを生かせればと思います。
- ・長い事ほったらかしにしていますので、住める状態ではないです。
- ・維持管理や有効活用できない位古い建物で、廻りがよその竹林で竹が家の中まで生えているので、どうしたら良いかわからない状態です。市の方で出来る事があつたら自由にしてもらってもかまいません。
- ・農家である為、農具・資材置場として必要である。
- ・田んぼの中にあるため、農地によって仲々売るのが困難である。農地法の改正を望んでいる。5反以上農地を持っている人にしか売れないのでは、厳しいものがある。
- ・市の方にすべて寄付したいです。
- ・昔、親が裏の雑草地を奥州市から買ってこれと言われ30万でしようがないから買ったのを覚えています！親から私の名義になっていますが住むつもりがないので、固定資産税とか払うのがもったいないです！本当に困っています。奥州市が全部安くても良いから買い取って何か有効活用してほしいです。せつなる願いです。
- ・所有者は「要介護」認定を受けているため、長男を連絡先とします。
- ・別件で奥州市前沢区の空家を所有しているがその処分方法で困っている。不動産業者にも相談したが、売却相手が見つからず処分出来ないでいる。良い方法があれば教えていただきたい。
- ・現在貸家中の敷地内に古家があり、駐車場にしたいが、解体費用が高額のため思案中（公的支援希望中）。
- ・実家なので、年に数回帰っていますが、普段は弟が1～2週間に一度行って清掃等を行っています。これから先10～20年後は、どうするかまだわかりませんが、リフォームしながらでも親族に住んでももらいたいと思っています。
- ・災害で家は解体済で6畳間だけ倉庫としてあり人が住めるわけではありません。曲がっているので私が亡時は壊すでしょう。

- ・出来るだけ早く売却したいが、相手が見つからない。
 - ・「空き家」と言われるのは、大変不本意です。避難生活中の現在も、定期的に庭園の手入れ、建物の点検および修理、空気の入替え等を行っております。現在も「危険」判定となっているため住む事ができません。
 - ・名義上は私ですが兄弟4人（私を入れて）いつ泊まって良い事になっていて、それぞれ帰省していますので現状のままで！帰る（上京）時は水道（水道局）を止めて電気のブレーカーは切のままで。少しずつですが不用品廃棄（ゴミ処分場にて。水沢方面）しています。
 - ・特になし。
 - ・H27.11.29 夫が他界。住居は震災にて、かなり破損している状態です。希望としては、お寺の駐車場とし、買って頂ければと思います。
 - ・遠方に住んでおりますので状況がわからず気になってはいます。どのような有効活用が出来るのか情報をいただけましたら助かります。
 - ・空き家の回りの草刈、畑の草刈（隣の人に頼んでいる）宅地の維持管理に困っている。
 - ・解体費用に困っている。
 - ・前沢区の家は農家なので、営農したい方はすぐに利用できますが、借金などの問題があり色々めんどります。その点、相談にのって頂けたらありがたいです。
 - ・解体する予定です。
 - ・家財道具等があるため、貸し出し相手が見つからない。あたたかくなったら、たずねてみたい。
 - ・個人的にはどうしていいかわからなくて困ってしまっていて、奥州市に相談をしたいと思っておりました。とにかく金銭的に解体などの費用がかかる、自己負担が大きい事がネックになって、空き家をどうにかしたくてもどうにもならず、相談できるきちんとした機関の情報提供があるとありがたいです。知っている土地ではないので、誰に信用して相談するという事が出来ません。
 - ・売却すれば税金、貸せば管理が面倒。当分は、現状のままとします。
 - ・売りたいので一度調査していただき、アドバイスをしてもらいたい。
 - ・農業の機械置場として使用していますが、いずれは壊したいと思っていますが、お金がなく困っています。国で費用を出して欲しいと思っています。
 - ・景観上から屋根を解体する予定である。
 - ・空き家と付帯して杉林やちょっとした農地もあり、少しばかりの畑は利用しているが、杉の木までは管理も出来ない状況。現状の・まま、売却できれば最高ですが。
 - ・畑と雑種地の管理が難しい。
 - ・相続が出来ていない事について→父と母は父死亡時には別居中。相続は母が引き継ぐ事で（100%）子供（私と妹）は承知できるが、実際の所は母は理解力が低く、生活の中で金銭管理能力が問題です。私は東京、妹は大阪、現在母は神奈川のホームに入居中。相続の代表者として納税は私が支払っていましたが、空き家の解体までの資金捻出は出来ません。売却出来るなら大至急すすめたいと思います。
 - ・回答者（持ち主の息子） 持ち主母が特養に入所しているため、今後住む予定はない。将来は売却か貸家、あるいは解体して更地にしようと思っている。
 - ・遠方であり早く売却したい。約 面積は300坪。
 - ・有効活用できる物件と、そうでない物があると思う。解体をする費用を含め、税のことなど知りたい。
 - ・誰か土地ごともらってくれる人を見つけてほしい。
 - ・空き家の利用法など行政の考え方を知りたい。（これからの方針）
 - ・本人の私が夫の死によって家族がバラバラになり、悪いのは自分だが家にいられなくなり空き家になることがなかったのが今さらながら後悔するようになった。娘三人は嫁に行ったので父親の兄弟達に迷惑かけながら自分が世帯主ながらどうすれば良いのか気になっているが、自分の家から出た叔父、叔母に悪い事をした思いながら兄弟もいないため困っているしまつです。（家族がいた頃の思い出もあるし）
 - ・現在「相続財産」の一部となっております。（亡夫名義）。
 - ・帰省の都度、隣接住居に庭木の枝が伸びていないか確認し、必要に応じて切っている。
- 家を空けるとときにはブレーカーを落としている。冬期間は水道管全ての水落しをしている。
- 冬期間しかガスを使用しない（ガストーブ1個、湯沸かし器1個）、石油ストーブは使用しない。
- 帰省の都度、全室に入って点検し、特にガラスの破損がないか確認。可及的に掃除もしている。
- 8月帰省時にて2回の部屋の障子窓紙が破れて外観が悪かったので、全部破ってレースカーテンにした。
- 将来必要に応じて第三者に管理を委託することを考えている。ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、現状ご理解をお願いします。”
- ・「奥州空き家バンク制度」は今後を考えるうえでとても心強い制度だと思う。
- 思いもかけぬことから奥州市に関わる事となったが、水沢や岩手県の良さを知る機会にもなった。”
- ・持ち家や一人暮らしが困難な方、また旅行者向けへ、シェアハウスなどどうでしょうか？アパートやホテル感覚になるような。
 - ・①水沢区として、自分のエリアが今後どのような街づくりをされていくかによって、対応が異なってくる。②家財道具の片づけに人手がいるので、支援、援助がほしい（そうしないと解体等の次のアクションへ移行できない）。③固定資産税の対応。④アパート・借家にする（物件）場合の業者や税金への対応。”
 - ・空き家の有効利用の為のアドバイスや支援
 - ・全て、子供に任せているので、今後の事はわかりません。家賃の滞納は未だに解消されていないので悩んでいます。
 - ・①水沢には先祖代々の墓があり、3年前に両親が他界した時に埋葬を寺にお願いしましたが、宗教が異なるとの理由で拒絶され、小生の居住する横浜に両親の墓を造らざるを得ませんでした。②このような経緯もあり水沢を訪問する機会が減り、現在では年2・3回の空き家の状況・換気や庭の除草、それに合わせた先祖の墓参り程度となっています。③水沢の墓の管理は子供にも伝えてありますが、家の管理までは負担だと思いますので、高齢な親族の状態を見極めながら土地・家の処分をしたいと考えています。④その間、年5万円前後の費用で必要最低限（防火・周辺への迷惑除去）の除草や周囲の見回りをお願いできればと思っています。
 - ・現在、高齢者施設として活用しております。立地、物件構造、条件等が理想と一致したため、昨年（H27）10月から開所しました。・今後も第2事業所を進めるうえで、空き家の再利用を考えております。今後とも情報等参考にさせていただき活用できればと思っています。
 - ・庭木草取りなどが大変です
 - ・リフォームして住む予定
 - ・何とかして家の中の物を処分して、家も土地も売却（処分）したいのですが、なかなか前に進みません。何とかしなくてはならないと思いつつ、費用も時間もなくて困っております。
 - ・故郷は墓があり、友人もいるので一部屋ぐらいは自分が帰省した時に使用したい
 - ・現在は、利用者との賃貸契約により。空き家とはなっていません。ただ複雑な縁故関係で管理者となっていますが、処分（売却等）

をしたくても法律上不可能の実態です。所有者となれない場合、その先へ進めません。ぜひ教示願いたいので、連絡をお願いします。空き家バンクの問題ではない実態を把握していただきたい！

- ・空き家バンクの情報（支援）以外にも、市が買い上げてくれる様な情報が欲しい。土地含み。
 - ・立地条件や庭付きであることを考えると、（改装をすれば）高齢者の方々の施設としては、良好な物権かと思われ。
 - ・数年前知人に売却したいと話したら、図面登記上入口が無いとわかって不可能になりました。市の景観を汚したくないと除草等の・依頼（シルバーセンター）をしています、よろしくご支援をお願い申し上げます。
 - ・岩手に帰り住む予定はありません。解体する費用は年金生活で余裕はありません。売却を希望しますが、方法は分からず、固定資産税を払うことでせいいっぱい。
 - ・袋町の中で空き家となっている家は他にもたくさんあり、個別・個人が考える対策には限界がある。スプロール化していく町全体をこれを機にどのようにしていくのがよいか、市あるいは行政レベルで将来像があれば、それに向けてアイデアが出てくると思う。人口が減少していく将来を見て、町づくりのプランを作れるのは行政の仕事、任務だと思う。
 - ・親と一緒に育った兄弟の家財道具がそのまま残っている。生活するには基本から修理が必要です。希望は車イス用すり付き平屋にリフォームしたいです。1人で困難で困っています。生活環境課に相談したいです。
 - ・老人や子供の施設、労働者の寮、社宅などに使ってほしい
 - ・事務的な活用を希望していますが、現状では借り手を探すことはとても難しいと思っています。中央通を含め、駅周辺の活性化を市としてどのように進められるのか、その方針を知りたいと思います。
 - ・義兄が水沢在住なので相談しながらと思っています。年に何度か鼎水墓参に…滞ります。家の管理はお手伝いの方をお願いしております現状です。
 - ・売却や貸し出しをしたいが修理は必要。解体してもよいが費用の問題がある。
 - ・現在家族が定期的に訪れていますが、天候等により、近隣の方々ににわの枝木が折れる等でご迷惑をおかけする場合があります。家屋、庭ともに年数が経っておりますが、保存状態はいいので、今後何かの形でご相談させていただき、施設等として役に立てましたらとも考えております。
 - ・固定資産税が高いので、将来的には売却を含めて有効活用を図りたい。そのため数年後にはこのような情報を再度お願いしたい
- 解体したいのですが、固定資産税が高くなるので悩んでおります。公的（奥州市）に売却できないもののでしょうか。
- 有効活用は希望していないが維持管理にお金がかかる。また次世代につなげる為家の内外の整理をしておく必要がある（物の処分、リフォーム等）今後有効活用への方へ行く事も考えられる。
- ・なるべく早く処分したい。税率が高すぎる。今後の近所の立地計画などを知りたい。
 - ・解体して更地にしたいが特例措置がなくなる事で困っている
 - ・この家は、父母が苦勞して建築した者なので、可能であれば解体せずに売却して、活用してもらえればありがたいです。
 - ・不動産屋さんに登録、売りに出していますが、中々OKする人がいません。息子は母（79歳）が元気なうちにと焦っています。
 - ・中古住宅を購入するときの補助金、税の優遇が必要だと思う。
 - ・近所の迷惑にならないよう庭の手入れ（雑草取り）が大変。
 - ・都市直下型地震で被災した際の避難先として確保すべきかどうか、とも考えている。
 - ・将来、水沢区に居住する予定はないので、家の中を整理し、処分（現状で売却）することができればいいと思っている。「空き家バンク」に登録しても、いずれは解体、売却等を先に延ばすことになるため、土地目的の人がいれば売却を希望している。家の中も傷みがひどいので、リフォーム等も予算がかかることが予想される。
 - ・解体後、固定資産税の免除を要望する。
 - ・空き家のままでは防犯面からも好ましくないと考えているが、相続で引きついた物件は何をするにしても費用が必要で、それに対する補助がないだけでなく、税金が数倍になるという悪い結果だけが見えるので、放置しておくことになる。
 - ・家財道具〜ほとんどガラクタ〜を処分する費用を知りたい。
 - ・建物の解体費用と相殺してマイナスにならない額で市に買い取っていただきたいです。宜しくお願いします。（立地条件や建物の状態がよければ、地域のコミュニティ広場として活用できるのでは？）
 - ・物置として自分が使う。
 - ・例えば空き家を管理する個人企業を作るとか、市役所にそのような課を設置するとかし、各々鍵を預けておき、利用したいTPOに合わせた場所、家の形態等、又、利用者（短期旅行者、ホームステイ留学生、民泊扱い、安く泊まりたい）等のニーズに対応し、買い出し業務を大家に代わり代行してもらい、とかだと利用してもらってもいいのかなと思える。
 - ・もし借家にする場合は何をしなければならぬか？また、期限有の借家にする事は可能かなど。
 - ・市の方で役立つことがあれば協力したい。おそらく今後使用するかどうかわからないので。
 - ・①現在の土地家屋を一括して購入してもらいたい人がいれば売却を考えたい。
 - ②その間は、庭木・畑部分の雑草、家屋、物置の維持管理を行う予定ですが、1年間以内に処分してしまう予定でいる。”
 - ・問1で利用していると回答であった場合、以降の質問に回答する必要は無いのでは？
 - ・農作業のため利用している 1ヶ月3回ぐらいは見回りに行っている
 - ・空き家状態が長期になると、必要性は感じていても具体的な動きにつながらず、ズルズルと時間が経過してしまう。一緒に考えてくれるサポート体制（支援員）があればと考えています。
 - ・祖父の家が老人ホームに入り亡くなった後、市に委ねるつもりだったが、税金等かかるものがないからそのままになった。娘の母も三年前に亡くなり、孫の私にはどうしたらいいかわからない。祖父が亡くなった7～8年前に見に行ったが、何もできない。
- 維持管理リフォーム等は借主で、固定資産税の支払金ぐらいで貸してもいい。
- ・大変お世話になっております。
- このように自治体様からの御支援には心より感謝申し上げます。
- 但し、家の中には、それなりの家具・書物等もあり、取り壊しや解体・売却処分も含めた、今後の利用方に、かなり困惑しているのが現状です。
- その様な中で、生活環境課様の御紹介により、雑草の手入れ等が、シルバーセンターで定期的に管理して頂くようになった事には深く感謝致しております。
- 今後ともご迷惑をお掛け致しますが、何卒、宜しくお願い申し上げます。
- ・市で行っている空き家バンクは公的機関が間に入ることもあり、安心感のある良い制度だと思います。今後もどんどん伸びていって欲しいものです。

- ・解体後、固定資産税の免除を要望する。
 - ・現住所が遠いので空き家の現状がどうなっているのかわからない。また、売却や賃貸で買手がつくのか？又いくらくらいなのか。リフォーム等（手入等）いくらかかるのか、しないで安く売った方がいいのか等、わからないことばかりです。
 - ・玄関前の出入口横幅の真真中に電柱が建てられています。居住の頃からとても迷惑していて出入に困ってました。今後は前向きに何らか活用できればと思いますが、それには、電柱の移動を願いたく考えています。かれこれ50年位前の設置と思われますが費用の負担についても問題が生じるかと。
 - ・売却を希望していますが、不動産会社に見てもらったところ、建築法の基準に合わないことから売却、リフォームとも不可能と言われたため、処分できない状況になっており、困っています。
 - ・これから鋭意貴当局と相談しながら決めて行きたいと思っております。宜しくお願い致します
 - ・母親の代理で記入しております。母親は現在入院中で水沢の自宅に戻ることはありません。母親の死後には処分したいと考えて居りますが、今のところは現状のままです。
 - ・個人としては住むこともないし処分をどうしようかと妻と考えています。
- 市の方で何かアイディアがあれば、逆に処分に対して指導等あればお願いしたいくらいです。”
- ・近所の知人に外側からの点検はやってもらっています。
 - ・空き家としての認識がなかったもので、突然、空き家調査等が届いたのでびっくりしました。そちらが空き家と認定した経緯を事・前に説明していただきかった。説明資料も同封されていなかったもので、後で、電話で確認した次第です。
 - ・庭の維持が大変であり、人材センターなど奥州市に存在しお願いできるものかどうか知りたい。
 - ・空き家を有効活用するためには、その土地へのアクセスが重要。車が入れないような狭い道路に面しては、借り手も買い手もつかないし、リフォーム、建て替えもできないし、むずかしい。もっと市として、道路整備に力を入れてほしい。緊急時にも緊急車両が入れなくて、安全面も問題がある。本当に困っています。助けてください。
 - ・所有者が高齢のため、できるだけ早く手放したいと悩んでいる。売却するとしても最低価格が土地代だけでいいと常に思っている。むしろ福祉関係に役立てれるものならば、寄付でもかまわない。私は所有者と同居している者ですが、本人の考えを尊重したいと思っている。
 - ・草刈りをしてくれる個人や団体の情報が欲しい
 - ・図書が15000冊以上あり、常に活用のため泉町の自宅に出入りしている。また雑草の除草にも出掛け手入れをしている。植栽はシルバー人材センター（紫波町）を依頼して剪定をしている。（何かとご指導を賜り感謝申し上げます）
 - ・以前、畑地が草だらけで周囲から初めて苦情があった
- シルバーを頼むのも面倒になってきたので、空き地の利用を考えてみたが、入口が狭くて隣家の塀が邪魔している（私宅に30cmほど入っている 法で何とかならないか）駐車場にも出来ず困っている”
- 年に数回、帰省等で宿泊している。また、相続で隣地は親戚の貸家になっている。そのため、庭の手入れや防犯などいくつか気を配って管理しているが、近い将来、貸家が売却を考慮しなければならぬと考えている。市場価値が低下しているとのこと、心配している。
- ・東日本大震災により築50年の建物に80歳の母が一人暮らしをしていたが、とても住めるような建物ではなかったもので、私の嫁先にお世話になっています。H26.12から空き家になり、解体費用がなかったために2年間そのままの状態にしておきました。それと固定資産税も考えると解体に踏み込めませんでした。しかし、近所のことを考えると、解体した方がお互い安全と思い解体しました。費用は掛かりましたが仕方ないと思いながら、このような一人暮らしの人への補助はないのかなと、奥州市の財政に理解できない住民の一人です。
 - ・売却を希望しており、奥州市の不動産業者に相談しましたが、「前面道路が水路になっているので建て替え等ができない」との理由で買い取ってもらえませんでした。そういった面についても見直しして頂けると状況をかえることができると思います。
 - ・①環境整備をして人が住みたいと思うようにすること。道路を最低（歩道付）6m幅以上の舗装道路を早急にする。街路灯の確認。
 - ②都市計画の怠慢にはならないか？（計画はあるのか？）③当時水沢市の第1回建売鶴巻住宅の道路は個人負担で舗装、排水路設置、市では何も手を加えていない。”
 - ・空き家の有効活用という点で、弊社が貢献できる点はあると考えております。空き家バンクとも協力させて頂けることがあればぜひお声掛けください。
 - ・不動産屋の査定が出たら売り出したい
 - ・私は所有者ではありません
 - ・賃貸にて運用したいが、建物自体がかなり老朽化しており、修繕費用が嵩むことから予想され、立地的にも家賃収入で償却できるか疑問である。
 - ・「立地適正化計画」に関する奥州市の取組について、情報を知りたい。
- 借りる人の要望に合わせる
- ・登録したいのですが家財は登録する前に全撤去なのでしょうか。それとも借主が現れるまでに片付けねばよいのでしょうか。
 - ・建物（住居・車庫・農作業所）は無料、土地（宅地・農地）は適正価格で売却したい
 - ・現在親戚に除草や管理をお願いしている。家が古くなり朽ちていくのが心配である。古里に帰り「終の住みか」としたいので2年位待つてほしい。
 - ・家を相続出来ないで18年。そのため預貯金も相続出来ず、まもなく時効とか。それなのに固定資産税だけはしっかりと私にかかってくる。独身の身に、税金が横浜と両方で重くかかっている。今は商売もしていないのに、店舗扱いの固定資産税になっていて、高いような気がする。親が亡くなって市役所や警察、裁判所等にも足を運んでみたけど、どこも力になってくれず、もう何をしてもこの問題は解決できないとあきらめ、ただもんもんと悩んでいる毎日。でもせめて空き家としてご近所に迷惑にならないよう、年に3回ほど帰省し、庭の手入をしているが、くたくたで、家の中の整理が全くできず、困っている。誰か助けてほしい。
 - ・庭の手入れ、固定資産税止めたい、毎年草取り（シルバーセンターを頼んでいる）、立木の整備（庭木屋、造園屋に頼んでいる）
 - ・平成23年12月に母が亡くなり、相続により（私が盛岡なので）空き家になりました。水沢には月に一度行って点検しています。家は平成11年に建てたのでまだ新しいです。今後、水沢に戻り住むことも考えていますが、今はどうしたらよいかわかりません。空き家の有効活用に関する情報の提供についてなど知りたいです。
 - ・有効活用について
- 当分5、6年ぐらい定期的に住む予定がないので、週1回位のデイスサービス等の場所として提供していいと思っています。楽しくお茶のみ場所としてもらえば、建物の傷みが少しは軽減するのではないかと考えられます。現在月2度、4、5日滞在して空気の入れかえ等をしている次第です。”
- ・家庭の維持管理費がバカになりません。補助があれば助かります。

- ・不動産屋に売却依頼しましたが、2、3候補はあったものの、売却には至りませんでした。町の活性化につながるよう、市で積極的に空き家、宅地の活用を考えていただくとよいと思います。現在は土地の処分に困っています。市で活用いただけないか依頼予定。
- ・現在、年に2、3回帰って、樹木の手入れ、家の清掃等している。電話もガスも水道も使用できている。平成11年に大規模な改造工事を行っている。
- ・時々自宅で過ごしたり、家族が立ち寄りしているのですが、今回、アンケートをいただくまで、空き家との認識がなかった。今後、家族で話し合っていきたいと思います。
- ・神奈川に居住し始めて50年以上経ち、奥州市の状況等全くわからず、土地を相続したがどうしてもいかならない状態です。夫婦共、高齢で病気を持っており、自宅を離れることができません。少ない年金で医療費を捻出するのがややつの状況で、維持管理といわれても対応できないのが現状です。不動産会社に「売れる土地ではない」といわれた土地をどうすればよいのでしょうか。
- ・周りを木々草で囲まれているため、定期的に草刈りに通っているが、今後、高齢になって維持管理がむずかしいと思うので手放したいと思っています。
- ・建物が古く買う人はいないだろう（以前雑貨店をしていた）税金が高くなるので解体に踏み切れない
子供に迷惑がかかるので手放したいが。
- ・黒石地区のために何かに利用できるなら市や各種法人への譲渡（売却）の意思を持っています。ただし問題点としては、(1)居住用とするなら修理が必要、(2)解体の場合、その費用の出どころ（要調整）、(3)敷地が狭い（ただし少々畑が家の裏にある）、が挙げられます。
※バンク登録については、後日相談（直接）したいと考えます。
- ・畑作などで楽しみがある一方、我々の没後に、子等が管理するまでの空白期間の管理の不安があります。
- ・3.11の地震により被災し解体も考え見積書も出してもらったが高額な解体費用があり、現在見合わせをしている。被災した時に解体の補助があることの情報がなかったため、現在はそのまましておくしかないと考えている。
- ・所有者（父）が長期療養となっているため、私（長女）が主に時々行っています。父の生家でもあり、解体するには忍びなく、一方で年々いたみが進み。台風などの強風、雑草などご近所に迷惑がかけられないか心配をしています。いずれ解体を考えていますが、税金のことなどよくわかりません。
- ・家や物に対する愛着があり、売却が可能であればそうしたいが、まだ決断できず、そうこうしている間にも目に見えて傷みが出て来ている現状に焦りもあり、まずリフォームしてセカンドハウスとも思いますが、のちに続かなければ金銭負担ばかりです。市の空き家バンクにお世話になるのがいいかなあとは考えてはおります。
- ・公的な機関に譲渡を希望（無償）
- ・兄弟との話し合いが充分できていないので、もう少し時間がかかると思います
- ・プレハブ建物は自分のもので、借地だけである
- ・築200年程の家なので直さなければならぬ状況にあります。将来的にも誰も住む予定はありません。倉と母屋に分かれていて、解体するにも費用が…。固定資産税、火災保険料、町内会費（年額¥7,000—）等々、現在もかなりの費用を支出しています。母生前時には店を貸しておりました。先祖様の物等々もかなりあり、片付けもできずにおります。
- ・戻って住む可能性もあるが全く未定。月一回は必ず帰省し家屋、庭の点検、維持管理作業はずっとやっています。これから高齢化で、その業務を代行してくれる制度が整備されれば活用し、その間にどうするか判断できればいいのに、と思っています。
- ・空き家の前に事務所として賃貸している建物があるため、空き家の処分ふくめて検討する必要があります。現在どうするか考えている・建物の老朽化等
- ・維持管理を低価格で行う業者があれば紹介してほしい。
- ・敷地内に雑草が生えるので、将来手に負えなくなる。家財道具があり、他人に貸す状態ではない。仏壇もあり、簡単に人に貸すことは抵抗がある。5年前の震災で温水器が使えなくなった。困ったまま。
- ・賃貸より売却を希望するが、条件次第である。
- ・今後近隣とのトラブルを避けるためにも解体し更地にするのが望ましいと考えておりますが、費用の捻出、固定資産税等の問題をクリア出来ない状態です。
- ・現在の自宅から市道をはさんで50m離れていたが、前持主が1年の内1ヶ月程（5月と8月で1ヶ月）利用していなかったが、高齢になり茨城県取手市からセカンドハウスは来ることができなくなったため、近くにいる私に買ってほしいと強く要望されて購入（H27年8月）しましたが、リフォームが必要となっている。特にすぐに利用するメドがない状況です。維持管理に必要（費用）が掛り困っている。今後どうするか検討中です。
- ・空き家と農地を売却したい。
- ・二者択一の質問は難しいことでした。私の主人が現役ですので、私も同席しなければならぬパーティーもあり、頻繁に帰ることが出来ませんが、時々仙台の姉が出掛けています。今月下旬から私が帰って「希望郷いわて国体」を応援いたします。
- ・空き家のことはテレビ等で分かっていたのですが、書類が送られてきて自分の実家も空き家の対象になっているとは思っていませんでした。私共は二人で生活しているので、いつかは、と。問9今後の活用の②③で悩んでいます。
- ・賃貸も考えておりましたが、建物のリフォームをしなければ貸し出しができない為、そのまま残しています。なお、農業用地も4反5畝あり、一緒に貸し出しできればと思っています。
- ・空き家になった時点で売却を考えましたが、なかなかうまくいかなかったため、何か良い有効活用がないかと思っています。
- ・維持管理のため、シルバー人材センターの雑草処理をたのんだこともあった。管理してくれる業者があれば知りたいです。
- ・①草刈りの補助があると助かります。②バンク登録の際、現況でよいのかリフォームが必要か知りたい。③不在時の管理が心配（火事・空き巣等）
- ・農地（水田）は、同地区の農業者に貸与しており、就農者への貸与となると課題がある。
- ・売却でも近隣者との関係も心配。
- ・貸与するのであれば、当面無償でもいい（年間固定資産税4万円です。）
- 土地（敷地内）の除草、草取り支援、雑木林や解体、整地、大工、する支援をシルバーの方や、経験者の協力を受け、市を通じて年間で契約できると大変助かります。
- 家具（大型）や仏壇等の処理が悩ましい。（2020年あの東京も人口減少に転じると報じられていますが、その頃には地方の空き家はさらに増加傾向。役所だけではもうどうしようもないと思われるのですが…）
- ・現在は月3～4回利用（過ごして）おります。住宅周辺の宅地や法面の草刈等、管理が難しく、年2～3回シルバー人材センターさんに依頼していますが、費用がかかるので放置することになりそうです（買い手が見つかる見込みなし）

- ・空き家バンクについて詳しく知りたいので、生活環境課に出向きたいと思っています。
 - ・しばらく住んでいないので、住める環境になっていないと思われます。家の構造自体は木工である父が古い建築様式で建てており問題ありませんが、インフラが古いので、再び利用するためには、内装とインフラのリフォームが必要だと思っています。空き家バンクに登録することは、使っていただける方がいるなら別に問題はないですが、古くて使えないと思っています
 - ・空き家の草刈りに定期的に通っているが、草刈りを頼めるところがあれば、情報がほしい。（将来的に行けなくなった時のために）
 - ・意見ではありませんが、おばあちゃんが住んでいたのも、まだ何もしたくありません。おばあちゃんに何かあってから考えたいと思っています。おばあちゃんが出たじでんで手を加えなければいけない所が多くあり、手をつける気がありませんでした？なれませんでしたか？が答えです。
 - ・田畑、山林も一緒に売却したい
 - ・①敷地内の大木（杉）を伐採する業者の紹介。②納屋・外便所の解体をする業者の紹介。
 - ・今の所は借金等の為考えられません。固定資産税等支払できず申し訳なく思っています。
 - ・高齢になり、管理するのに困難になってきた。自分の代で何とかしたいが、名案もない。
 - ・固定資産税を家賃として払ってもらえれば、今すぐにでも誰かに住んでもらいたい。家の中はほぼ空なので、希望があればいつも思っている。もしくは買ってくれる方がいれば、建物はすぐにでも解体します。
 - ・家の周りの雑草（畑も含む）の草刈り市の業者に頼めないのか？市で斡旋してもらえないのか
 - ・維持管理は大変です。建物の周りの草刈等。相談しなかったのも悪いですが、もっと早くアンケートを受けて何とかしたかったです。解体したいですが、道路も通ってはいけませんと言われ転居したので何ともなりませんね。土地も家もありません。
 - ・後継者ない、周囲に不動産（山林、原野など）所有し、今後の処分について困っている。
 - ・親は90歳、私達は68歳夫婦です。これから少しでも利益の出ることを考えますが、だんだんつらいものがあり自宅から15km車で行くのが大変になってきました。
 - ・休日しか維持管理の作業ができないので、不用品、清掃後のゴミ処理が困難で、大規模な片付け等は簡単にはできないのが悩みの種です。（時間、費用、労力が必要となります）
 - ・希望者に無償で譲渡してもよい
 - ・修理して必要な人、または被災地の方に無償で提供したい
 - ・①家屋、田畑、山林等一切の不動産を基本的には処分の方針について姉二人共合意済。②父戦死後、女手で守ってきた母が存命中は現状維持の方針（98才）。③上記第1項について相談窓口等ご紹介いただければ幸いです。
 - ・時々住む、又は将来住むことを検討しているので、貸し出した場合、短期間や期間限定なら、有効利用として貸すことも考えたい。リフォームが必要なので、資金的な問題もあります。
 - ・相続により取得したが、遠方のため管理することもできない。
- 売却したいがなかなか行けない。
- 現物は幼少期に見たことがあるだけで、状態もわからない。”
- ・今後、相続する者がいないため、土地建物を返還したいが方法がわからない
- 宅地の周りは定期的に草刈りをしている。家の中の掃除はしたいが、水道（自家製）が出なくなったためできない（2年ぐらい前から出ない）
- ・農家（農業）を本当にやりたい（意欲のある人）と思う方に譲りたい。
 - ・空き家バンク制度が今後も継続してほしい
 - ・家屋・田・畑・山林をセットで購入できる人を望んでいる”
 - ・畑等も草木で覆われてすっかり荒れてしまった。再生は難しいと思います。
 - ・家族二人とも高齢で後継者がいないため売却したい
 - ・現在は第一固定資産税と田の草刈り年二回、家の周り畑と屋敷の除草剤を年二回人を頼んで管理していますが、私も年に、昨年までは8～9回行っていましたが、今年は6回位しか行っていませんが、電気、ガス、水道はこれからです。やはり大変です。行くだけで1万～3千円、私も73歳になって少し心配です。
 - ・きちんとした相続もしていないのに税金の支払いなど払っていますが困っています。住める家なら住みたい位ですがボロボロで住めない。今後も誰も相続者いません。
 - ・解体費用の支出が困難で困っている
 - ・現在宮城から年に多いときは8～9回位通ってききましたがやはり大変です。お墓も同じです。屋敷と田圃畑山林など全部一括に何とかしたい。でも1～2年以内に考えています。
 - ・実情としては住居のみならず、山林、田、畑を含んだ包括的な対処の仕方が必要なのでは…と考えます
 - ・どれだけ修理費用がかかるのかわからない
 - ・利用者がいれば、使用して欲しい
 - ・賃貸の入居者が自分の好みでリフォームメンテナンスをして使ってもらえるなら良い
 - ・ここはもとも Motel を経営していたのですが、建物も古くなりリフォームするにも多額のお金がかかることから、現在の状態になっております。何か有効活用ができるものならいいとは思っているのですが、自力では資金調達は無理なので、どなたか、例えば介護関係の方とかが新しく施設を建てる場所として借りていただけたらいいかなと思います。
 - ・購入希望者がいたら手直しした方がいなかそのままでいいか相談したい
 - ・現段階では相続の手続きはしておらず、税金等の支払いを私がしているという状況です。
- 近所の皆さんの支援でなんとか維持できていますが、皆さんへの負担を考えると心苦しくなることもあります。「3.11」で受けた被害をリフォームし、住める状態にはなりましたが、将来の方向性は未定です。
- ・空き家を持っている自分が高齢者になり畑の草取りとか掃除もたいへんでだんだん空き家に行く事も少なくなってどうしようかと迷っています。何かをやるかと思っても予算もなく、動けない状況になっています。
 - ・入院中の母の家財道具と父の仏壇があるため、母が入院中は現状のままで、と考えております。母が亡くなった後、売却、賃貸について検討したいと考えております。（所有者の長女）
 - ・今の所は自分で管理しています
 - ・現在私は67歳、年金暮らしの為余裕もなく生活するだけでいっぱいです。しかもこのままではいけないと思いつつもどうするすべもわからず、今回のようなアンケートもどう解釈してよいものかわからずです。もしもよい案こちらこそ相談に乗って欲しいと思っています。（遠方なので行ったり来たりすることもできませんので申し訳ありませんが郵送にて今後ともよろしくお願い申し上げます）

- ・兄弟共々話し合って進める
 - ・私は岩堰の出身です。比良の山や川は子供の頃の思い出の場所でもあります。ですから出来るだけ管理して長く見守りたいと思っています。
 - ・売却したいが本人が健在な限りむずかしいと思います
 - ・要望：無料で提供しますので、奥州市で何かの利用活用に…
- 有効活用：会社関係、福祉関係の方。
- ・維持管理に税金が苦痛です。
 - ・3.11 後の耐震検査等を受けたい。建物をどのように改修していったら良いか、信頼できる専門家の意見を伺いたい。奥州市ではそのような支援体制がありますでしょうか。
 - ・現住所には物置がありません。旧宅「生母」に車のタイヤ（3台）、ストーブ、扇風機、座卓等季節物や一時的に使用するものをその時々を持っていったり来たりしています。できるだけ早急に物置を設置して旧宅の売却をしたいと思いますが、家計の予算もあり思うようにいきません。
 - ・高齢であり身体的不自由と遠距離でもあり、維持管理が非常に難しい。今まで何度も相談に行きたいと思っていたが、部署（担当）も分からず悩んでいました。前沢支所に問い合わせようとも思いましたが、少々耳が遠いこともあり、今日に至りました。このような理由から今後の連絡は二女に一切を依頼することに話し合いましたのでよろしく願います。
 - ・床が弱って住める状態ではない
 - ・会社勤めの為、まとまった休みのとき、私共が住んでいる埼玉から、空き家の奥州市に行き、家の周りの整理、遺品の整理中ですので、要望や意見など思当たりません。
 - ・敷地は約7,000㎡（うち山林5,500㎡）あるので、公的機関に買上げを頂き有効に活用願いたい。
 - ・税金を低くしてほしい。
 - ・空き家になっておりますが、畑、田んぼ等もあり、できればその所も考慮して、有効活用出来たらと考えております。
 - ・相続放棄していますので、今後、このような案内はいただいても、回答できません。
 - ・遠方にいるため（千葉県）解体したいが業者など紹介があれいいと思う。
 - ・家の周囲の植木等を剪定するシルバー人材等を調べたい。
 - ・1. ご利用される方は、地域の特徴やセールスポイント（田園風景、胆沢ダムに近い、ひめか湯、衣川、愛宕などの温泉が近い等）を打ち出してもらえればと思います。2. 但し、お盆や5月連休時などに帰省し（1泊2日）、用足しをする必要があるので、家を使いたい場合が（大変短期ながら）有る。3. リフォームはなるべくお金を掛けず、賃借料は家を使うので、殆ど0円で良いと思います。”
 - ・空き家バンクに登録しようといひ、現状確認及び写真撮影までしましたが、敷地全体の中に農地があり、切り離さないと登録できないと言われ、登録をあきらめました。新規農業者も含めた空き家・農地バンクにして欲しいです。
 - ・農地もあるので、転用も含めて考えてください
 - ・売却する場合に、仏壇や仏具や荷物などをどのように整理しなければならないのかの資料があると助かります。
 - ・私は97才です。現在娘の所で同居しております。時々田舎に帰りますが、家、庭の管理が厳しくなり、維持することが難しくなっております。少々寂しくは思いますが、思い切って売却を考えております。個々の管理は、親戚にお願いしております。その方に相談いただけたらと思っております。
 - ・敷地は私の名義になっていますが、建物は亡くなった父親の名義になっています。
 - ・売却希望します。
 - ・遠方にいるため、空き家の維持管理をするのが大変困難なので、気にはなっているが現状、ほったらかしのままである。防犯上よろしくないと思うので、維持管理を行ってくれる業者を紹介してくれたりする制度があってもいいと思う。
 - ・公的機関による活用を期待する
 - ・年金生活で高齢者のため病院費がかかるため管理費用も支払できない状態になっていきます。1年でも早く処分したいです。（私が死亡した場合）管理費や固定資産税を支払う方がおりませんことお伝えします。
 - ・家の解体をする場合どのような方法があるか
 - ・家財道具の処分について
 - ・少しの畑、水田もあるので、その土地の今後の管理について→もし、土地と建物といっしょに引き取っていただきたい。
 - ・平成20年の岩手宮城内陸地震の際に自宅裏山が崩れ発生し、避難退去した。その後、金網を張り巡らす工事が実行されたが、残っている岩石を見る限り、自身での利活用も、他への貸し出し、転売にも積極的にはならない。安全面での不安が先立つ。

※ 各設問の「その他」の項目及び「自由意見」については、個人情報に関わる部分について一部修正しております。

奥州市空き家実態調査票

〈整理用〉 〇〇〇〇〇-〇〇

ご回答にあたってのお願い

- 宛名の方もしくはその代理の方がご回答ください。
- あてはまる回答の番号に○印をつけるか、具体的な内容をご記入ください。
- この調査票に記載された情報は、本調査の目的以外に利用することはありません。また、本人の承諾なしに建物に関する情報を他に公表することはありません。不明な点は、奥州市市民環境部生活環境課（電話 0197-24-2111 内線 213）にお問合わせください。

この調査は、利用実態がないと思われる下記の建物について、アンケート調査にご協力をお願いするものです。現在、空き家でない場合でも回答できる範囲で最後までご回答ください。

建物の所在地 奥州市 〇〇区 〇〇字 〇〇XX 番地 X

問1：その建物の「現状について」お答えください（複数回答可）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 物置・倉庫として利用 | 6. 利用していない（空き家） |
| 2. 時々過ごすための住宅 | 7. 解体済 |
| 3. 仕事場・作業場として利用 | 8. 一時的に住んでいない |
| 4. 賃貸（入居無） | 9. 売却・譲渡済 |
| 5. 賃貸（入居有） | 10. その他（ ） |

問2：その建物は、「空き家」となっていますか（どちらかに○。空き家の場合は年内に年月も記入）

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1. 空き家となっている | 2. 空き家ではない（常に住んでいる） |
|--------------|---------------------|

昭和 年 月頃から空き家となっている。

問3：その建物の「空き家になる以前の利用形態」についてお答えください（○は1つ）

- | | |
|------------------|------------|
| 1. 自らが持ち家として利用 | 3. 貸家として利用 |
| 2. 親や親族が持ち家として利用 | 4. その他（ ） |

問4：その建物の「維持・管理」はどうしていますか（○は1つ）

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1. 定期的に自ら又は関係者が点検している | 4. ほとんど何もしていない |
| 2. 不定期に自ら又は関係者が点検している | 5. その他（ ） |
| 3. 専門管理業者に委託して行っている | |

問5：その建物が「空き家になった（なっている）きっかけ」をお答えください（○は1つ）

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 1. 別の住居へ転居・退去したため | 7. 居住用に取得したが入居していないため |
| 2. 建て替えのため一時的に退去 | 8. 普段は利用していないため（セカンドハウス等） |
| 3. 増改築・修繕のため一時的に退去 | 9. 賃貸用に取得したが賃借人が見つからないため |
| 4. 転勤等の長期不在のため | 10. 売却用に取得したが購買者が見つからないため |
| 5. 賃借人などの入居者が退去したため | 11. 高齢者施設等入所・入院若しくは死亡したため |
| 6. 相続により取得したが入居していないため | 12. その他（ ） |

問6：その建物の「今後の利活用」についてどのようにお考えですか（○は1つ）

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 新築、改築して自分又は家族が住む | 6. 予定なし（現状のまま） |
| 2. 他に売却したい | 7. 子や孫に任せる（相続する） |
| 3. 貸家として運用したい | 8. わからない |
| 4. セカンドハウスとして時々住む為に維持する | 9. その他（ ） |
| 5. 空き家を解体（更地、駐車場等利用） | |

1. 募集している 2. 募集していない

1. 将来、自分が住む予定がある 6. 家財道具等がある

5. 将来、子供や孫が住む可能性がある 10. その他（ ）

1. 今後の利用予定はないので、どうしたらよいかわからない

8. その他 ()

1. リフォームに対する支援 5. PR体制の整備（物件情報）

- #### 4. 宅建業者による仲介

1. 登録したい (検討したい) 4. 登録は希望しない

3. 将来的には検討したいが、現在は考えていない

お住まい、お名前について、何れか宛の欄に「お住まい」または「お名前」を記入してください。

お名前: _____ E-mail: _____

同封の返信用封筒に入れて、平成 年 月 日（ ）まで に郵便ポストにご投函いただきますよ

奥州市空家等対策計画

平成 29 年 3 月

発行：奥 州 市

編集：奥州市市民環境部生活環境課
〒023-8501

岩手県奥州市水沢区大手町一丁目 1 番地

電話：0197-24-2111

FAX：0197-51-2374